

1930年代における食糧政策の展開

——昭和恐慌下の農業政策に関する一考察——

大豆生田 稔

はじめに

第1節 財政緊縮下の食糧政策（1929～1931）

第2節 農業恐慌に対する食糧政策の積極化（1932～1933）

第3節 供給過剰問題と食糧政策の再編（1933～1934）

第4節 米価の上昇と食糧政策の展開（1934～1938）

おわりに

はじめに

本稿の課題は、1930年代における食糧政策（ここでは主たる穀物であった米に分析の対象を限定する）の展開過程、政策の構造、およびその意義を、政策主体であった政府（主として農林省）の、米の需給関係に対する認識、政策構想、実施された諸施策などを具体的に検討することによって明らかにすることである。食糧政策とは主穀であった米穀の生産・流通の再過程に亘る諸施策の総体であるが、当該期において、米穀需給関係の不足から過剰への転換、昭和農業恐慌の勃発とそれからの脱却という状況のもとで、それは他の時期にはみられない固有の展開を遂げた。それでは、1930年代において食糧政策は如何なる課題を有し、どのように展開していったのであろうか。まず、1920年代からの食糧政策の展開を概観しよう⁽¹⁾。

第一次大戦期における米の消費の急速な拡大は、内地米生産・植民地米移入による供給量を大幅に上回るようになり、米騒動を契機に米穀供給の過剰は顕在化し、米価は上昇した。これに対し、1920年代初頭、内地においては開墾助成、植民地においては産米増殖計画などの増産政策が着手された。しかし、その効果は1920年代前半期には直ちに現れることなく、供給の不足は外米の輸入によって補わなければならなかった。この外米輸入を円滑化したのが、1921年から施行された米穀法であった。しかし、1920年代半ばに至り、米穀消費の質的転換（消費指向の質的向上）がおこり、外米の代替機能は低下して内地米・植民地米（とりわけ朝鮮米）に対する需要が高まった。このため、食糧政策は、内地・植民地を通じて「国内」自給態勢を確立するため再構成されていった。すなわち、内地・植民地において増産政策を強化すると同時に、米穀法の運用

によって収穫期の米価を維持し、安価な植民地米の移入増加が内地米作に及ぼす影響を緩和しようとする政策体系を確立したのであった。こうした諸施策の効果は1920年代末になって現われ、米穀供給量は増大し、米価は低位に安定していった。

しかし、食糧政策の前提となった米穀供給の過少が解消していくことは、1920年代半ばに構築された政策体系それ自体の変更を余儀なくするものであった。1930年代にはいり、供給過少基調にあった米穀の需給関係が過剰基調に転じて、米価の下落が大きな問題となるにしたがい、1920年代に形成された政策体系は動揺していく。そして、米の需給関係をめぐる新たな客観的状态の出現は、政府により直ちに適確に認識されなかったものの、一定の時差をもって政府の認識が転換していくにしたがい、食糧政策は1920年代とは異なる体系を具備していくことになる。それは、適正供給量を維持しながら、下落した米価を引上げることを政策目標とするものであったと言えるが、さらに、それは次の当該期固有の諸要因に規定されることになった。

すなわち、その第1は、1920年代末から1930年代初頭に、浜口雄幸民政党内閣によってすすめられた財政緊縮政策であった。経済政策の一環として財政緊縮の実現のため、食糧政策は財政面での消極化をせまられたのである。

第2は、食糧政策が農業恐慌の深刻化に対処しなければならなくなったことであった。すなわち、昭和農業恐慌の主要な契機の一つとして、1930年10月の米価の大暴落があった。このため、食糧政策は、米価引上げをはかりながら、恐慌克服を目的としてこの時期に積極化する農業政策の一環として、新たな展開をとげていく。このように、米穀供給が過剰に転換した状況のもとで、結果として増産を招来するにもかかわらず、生産・流通の両面に亘る施策を積極化させる必要が生じたということは、食糧政策の展開を極めて複雑なものにした。

すなわち、当該期の食糧政策をみれば、生産過程における諸施策（生産政策）としては、時局匡救農業土木事業の一環として耕地拡張・改良事業が展開するほか、肥料政策も積極化した。これらの諸施策は、恐慌対策としては、第1に、現金収入の機会が閉ざされた農民に賃金を与えて応急的・短期的な効果をねらうとともに、第2に、土地生産性を向上させて米穀生産費の低減をはかり米作収入をより増大させようとする恒久的・長期的な効果をねらったものであった⁽²⁾。一方、朝鮮においては、1920年代に始まった産米増殖計画が供給過剰問題の出現のために縮小されていった。1920年代には、供給不足を補う意味で食糧政策が重視した植民地の位置は、1930年代には、供給過剰をひきおこす主因とみなされ、政策遂行の阻害要因へと変化したのである。

また、流通過程における諸施策（いわゆる米価政策）では、米穀法の第2次改正（1931年）・同第3次改正（32年）・米穀統制法制定（33年）・米穀自治管理法制定（36年）とめまぐるしい制度の改変があったほか、農業倉庫などによる米穀貯蔵政策も大きく進展をみた。これらの諸施策は、低迷した米価を引上げることによって恐慌に対処しようとするものであった。

本稿は、当該期において、以上のような施策の総体としての食糧政策が、1920年代とは大きく異なる状況のもとで、生産政策・米価政策の関係を調整して如何なる政策体系を構築していったのか、さらにそれが如何なる意義を有したのかを検討しようとするものであるが、従来の研究史においては、生産政策・米価政策が別々に分析され、両者を総合的に把握するという視点が欠如していた。このため、特に、当該期に一段と強化がすすむ米価政策が着目され、「統制強化への一途」と評価されたり⁽³⁾、また、「小農保護政策」の強化とみられてきた⁽⁴⁾。しかも、これらの諸説は、当該期の米価政策の強化をもって、戦時期における「米にたいする本格的戦時統制」⁽⁵⁾政策へ直接つながる前史として位置づけようとしているとみることができよう。

しかし、当該期の米価政策は米をめぐる政府の多面的な状況認識を基礎として決定されたものであり⁽⁶⁾、特に、内地・植民地における生産政策との関連・相互規定は重要であった。

すなわち、当該期には米穀供給の過剰と米価の下落が食糧政策を規定する重要な要素となったが、農業恐慌下においては、一方で恐慌対策としての生産政策を積極化させなければならないため、供給の削減によって米価の回復をはかるといふ施策は実際にはとることができなかった。このため、当該期においては、増産を結果する生産政策と米価引上げを目指す米価政策の関係を如何に調整して新たな政策体系を構築するかが、政策遂行にあたっての大きな問題となったのである。したがって、政府がこの問題に対処する過程で、両者が具体的にどのように展開していくかを解明することは、米価政策を理解するためにも、必須のものとなるのである。

さらに、戦時期への展望に関して言えば、「米にたいする本格的戦時統制」とは、米価政策とともに、食糧増産をはかる生産政策を内包したものであり、米価政策だけで論じることができないことは言うまでもない。したがって、当該期食糧政策の一環である米価政策の分析のみをもって、直ちに戦時期の政策の前史ととらえることにも難があろう。

また、当該期の米価政策が諸階層の利害と如何なる関連を有したかについての検討もあるが⁽⁷⁾、政策決定過程のみの分析にとどまるため、具体的な諸施策の内容、それらの相互関連の検討は不十分に終り、政策の全体像も必ずしも明らかなものとはなっていない。

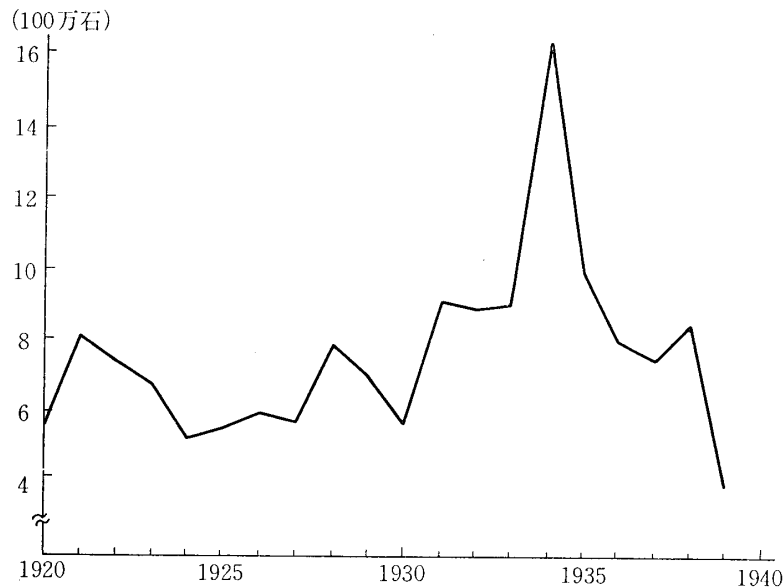
以上をふまえ、以下、当該期の食糧政策を、生産政策と米価政策の両面から具体的に検討していきたい。その場合、食糧政策の全体像をさぐる一つの手がかりを得るため、その諸階層利害との関連の分析は後日に譲り、本稿では分析対象を政策それ自体に限定し、当該期の食糧政策が有したこの時期固有の意義を明らかにしていきたい。

第1節 財政緊縮下の食糧政策（1929～1931）

1. 需給関係の転換と政策構想

1930年の内地・植民地両地に亘る大豊作を契機として、米穀の長期的な需給関係は1920年代の

第1図 次年度への繰越量



資料 (1) 農林省『米穀要覧』各年次。

註 (1) 年度は米穀年度。

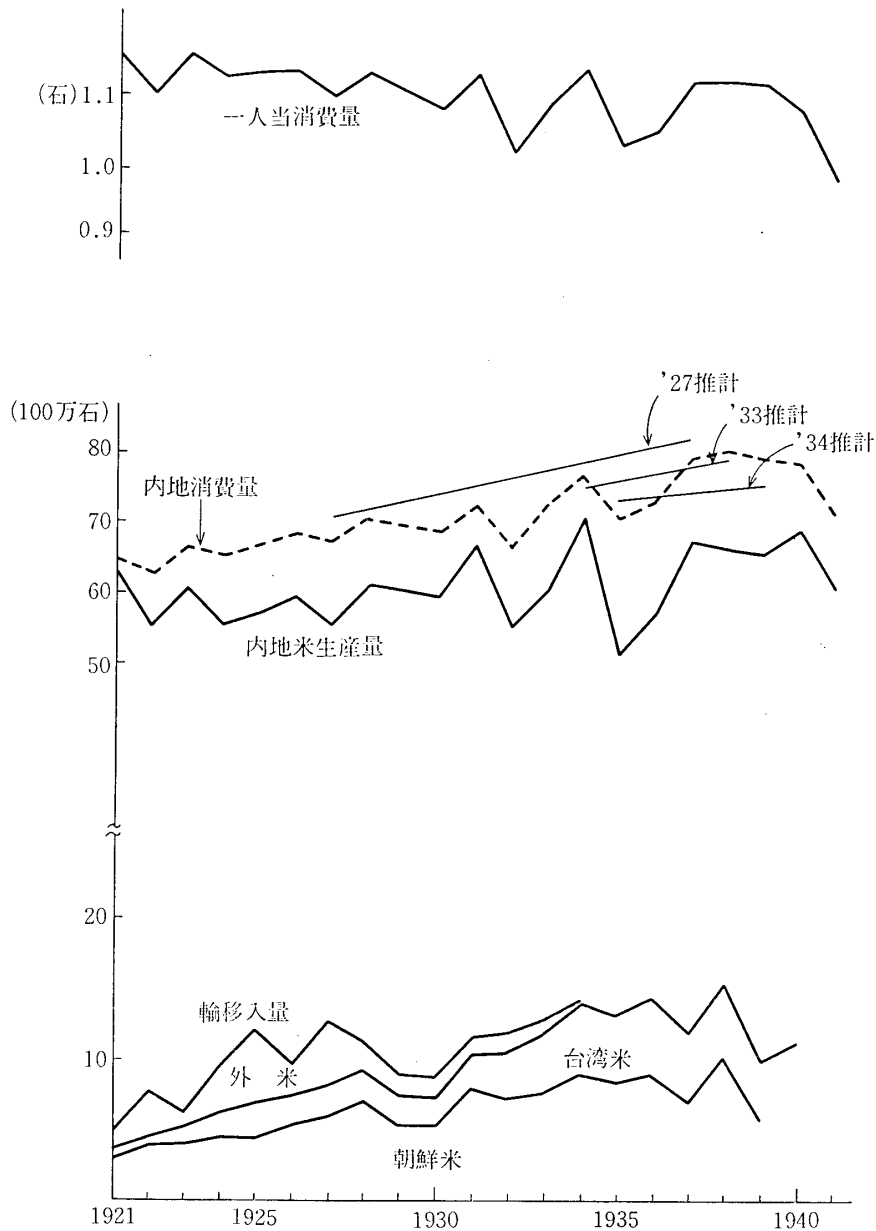
不足から過剰に転換したと言えよう。すなわち、1931米穀年度（前年11月～其年10月）からは、次年度への持越量が急増し、適正持越とされた 500～600 万石を大きく上回るに至ったのである（第1図）。このため、1920年代の食糧政策を規定した状況は一転し、政策の転換を促す客観的な状況が出現した。

しかし、政府はこのような需給関係の転換を直ちには認識しなかった。大豊作直後に開かれた第59帝国議会で町田忠治農林大臣は、「昨年〔1930年——引用者、以下同様〕ノ大豊作ニ依ツテノミ考ヘテ、今後ノ食糧人口問題ノ対策ノ根本ヲ変ヘル考ハマダ持ツテ居リマセヌ」⁽⁸⁾ とし、長期的には米穀供給がなお不足するという問題が未解決の課題として存在していることを強調した。

政府がこのような判断していた理由は、「斯〔1930年の大豊作〕の如きは天候の順和に主因する一時的な現象と看做すべく連年之を期待することは出来ない〔中略〕今後行わるべき事業は頗る多い」⁽⁹⁾ と当局者が述べていたように、米穀供給が不足であるという認識がなお強かったためであった。

こうした政府の認識の根拠には、1927年に農林省農務局が作成した、将来30カ年に亘る米穀需給推算があった⁽¹⁰⁾。これによれば、1930年代には、毎年300万石余りの供給不足が生じることが予測されており、外米輸入によって不足分を補う必要があると指摘されていた。しかし、この1927年需給推算は、予想を上回る植民地米移入がある一方で、消費量が予想を大きく下回ったため、1930年代初頭になると実態にそぐわないものとなった（第2図）。1930年代初頭の植民地米移入の急増、および恐慌による消費の減退により、20年代前半期の趨勢をもとに算出された推計値は、数年にして実態から大きく隔たったものになったのである。

第2図 米穀需給の推移



資料 (1) 農林省『米穀要覧』各年次。
 註 (1) 年度は米穀年度。

ところで、米穀の長期的な需給関係を依然として不足と判断している政府にとって、食糧政策の課題は米の増産、すなわち、1920年代からすすめてきた政策をより積極化させることであった。しかし、1929年7月に成立した浜口雄幸民政党内閣は金解禁の実施を目指し、徹底した財政緊縮政策を展開した。経済政策の最優先課題に財政緊縮をすえた政府は、食糧政策に関する財政支出に対しても一定の削減を加え、1920年代に積極化した政策を一転して消極化させた。

その前提には、政府の米穀需給に対する短期的な認識の変化があったと言えよう。すなわち、1930年の大豊作が供給過少の状況を一時的にはあるが緩和したとする判断であった。このた

め、財政緊縮の一環として、食糧政策関係の支出削減を行なう条件が整ったのであった。

しかし、一方で財政面において食糧政策の消極化が要請されながら、他方で恐慌の深刻化に対し何らかの施策が新たに求められた。政府は1930年10月の米価大暴落を、「今年ニ限ッテ生ジタル新シイ現象」⁽¹¹⁾として、米価下落を短期的なものであるとし、食糧政策を農業恐慌対策として本格的には展開しなかった。しかし、政府は応急策を講ぜざるを得ず、食糧政策はその一環として恐慌に対し応急的施策の実施がせまられた。

以上のように、需給関係が転換した後も食糧政策の基本的な政策課題は1920年代からひきつがれた。しかし、財政政策および農業恐慌により、政策課題は短期的に変化していった。以下、浜口内閣期の財政緊縮下の生産政策・米価政策の展開をみよう。

2. 増産政策の消極化

ここでは、まず、生産政策を検討しよう。生産政策全体に対する財政支出は浜口内閣期に停滞に転じた（第3図）。

耕地拡張事業についてみれば、町田農林大臣は、「耕地ノ拡張ニ付キマシテモ、人口食糧問題ノ根本カラ見マシテ、玆ニ棄テル時機デハナイ」⁽¹²⁾とし、米穀増産の見地から開墾事業を継続させる必要性を認めていた。このため、1920年代半ばまで増加しつつあった開墾事業に関する財政支出（決算）は、この時期においても一定の拡大を維持している（第3図）。しかし、松村真一郎農務局長が1930年6月に、

開墾助成願ニ対スル指令時ニ著シク遅延シ地方ノ要望ニ副フ能ハサル場合アルハ遺憾トスル所ナリ 現在ニ於テモ多数ノ未指令地区ヲ存スルカ右ハ多クハ予算ノ都合ニ依ルモノニシテ已ムヲ得サル次第⁽¹³⁾

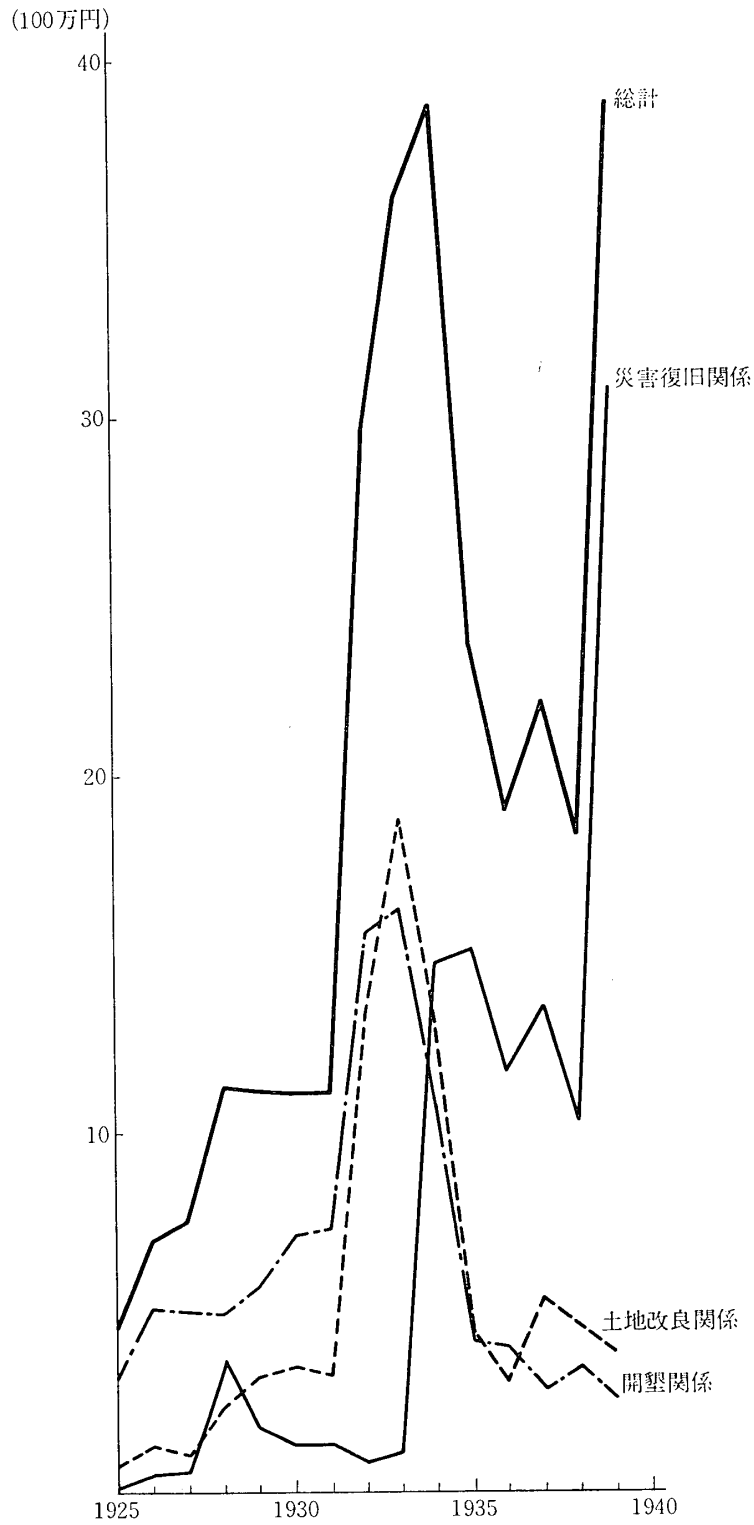
と耕地主任会議で述べたように、この支出額は極めて不十分な規模にとどまった。このため、同期間における開墾助成事業の成果は増加から停滞の傾向に転じたのであった（第1表）。

次に耕地改良事業についてみれば、町田農林大臣は、同事業に対しては、「最モ力ヲ入レタイ」とし、その重要性を指摘していた。その理由は同事業が増産を促進することにもよるが、「同ジ反別ニ於ケル收穫量ヲ増加シ、之ニ依ッテ生産費ヲ著シク低下スル効果ガアル」⁽¹⁴⁾ためであった。

すなわち、町田農林大臣は現実に深刻の度を加えつつある昭和恐慌下の「農村の疲弊」⁽¹⁵⁾を認識していたため、一方で生産政策関係の財政支出を引きしめたが、他方で耕地改良事業によって生産費の低減をはかり、農家経済の窮乏に対処しようとしていたのであった。

しかし、耕地改良事業に対する財政支出は、1929～1931年度に、財政緊縮のため著しく停滞することになった（第3図）。このため、同事業の実績も低迷し、例えば用排水事業による新たな

第3図 農林省耕地拡張・改良関係歳出決算



資料 (1) 農林省編『農林省予算決算編年誌』1・2, 1954年。

第1表 耕地拡張・改良事業の実績

(町)

年 度	開墾助成成功面積	用排水事業受益面積
1920	3,441	
21	2,542	
22	4,057	
23	4,646	13,598
24	4,493	15,284
25	3,736	16,530
26	9,113	29,207
27	5,448	35,249
28	3,590	36,289
29	4,044	25,870
30	3,598	25,087
31	4,421	6,673
32	3,960 (5,223)	28,760 (11,865)
33	4,062 (6,072)	14,469 (49,442)
34	3,328 (4,039)	5,441 (103,438)
35	1,921	78,053
36	1,513	24,680
37	1,023	45,872
38	1,736	38,600

資料 (1) 農林省農務局『耕地拡張改良事業要覧』第16次, 1941年。

註 (1) カッコ内は、ほか時局匡救費によるもの。

受益地面積は、1924年度以降毎年拡大していったのに対し、同期間においては毎年減少していく結果をまねいた(第1表)。

生産費を低下させるという生産政策の目標は、耕地政策によっては膨大な財政支出を必要とするだけに実現困難となり、しかも、その効果も速やかには期待できなかった。そこで、耕地政策に代って肥料政策が新たな展開をとげていく。1930年から開始された肥料配給改善施設は、耕地関係事業の縮小とは対照的に、同期間に新たに展開されたものである。同施設に対する財政支出は比較的少額であったが、「優良ニシテ低廉ナル肥料ヲ供給スル」⁽¹⁶⁾ ため、産業組合系統組織を利用して流通経路の合理化をはかり、米穀生産費中に大きな割合を占めた肥料の価格を抑えようとするものであった⁽¹⁷⁾。また、化学肥料の普及は反収の増加に直結しやすく、その効果もより速やかに現れることが期待できたと言えよう。

なお、植民地に対する生産政策は、1920年代の増産政策に対して大きな変更は加えられずに継続された。朝鮮産米増殖計画に対する政府・総督府の財政支出は、1920年代の規模が維持されたし(後掲第4表)、計画に対する土地改良事業実績の割合も、1930年の米価暴落のため若干低下するが⁽¹⁸⁾、計画を大きく下回ることはなかった(後掲第5図)。前述のように、政府は長期的に

は米穀需給を不足と見積っており、米穀供給における植民地の位置を依然重視していたと言えよう。

このように、この時期の生産政策は、財政的な制約をうけながらも、従来の増産を第一義とした政策課題に、生産費の低下が加えられて展開していった。生産政策の課題として生産費の低下を実現することは、従前にもみられたことではあった。例えば、1920年代においても、耕地改良事業・肥料政策は実施されていた。しかし、それらの第一義的な目的は米穀増産であり、生産費の低下を目指すことは第二義的な目的であったと言えよう⁽¹⁹⁾。ところが、1930年代にはいって農業恐慌の影響が深刻となるにしたがい、応急的な施策としてではあるが、生産費の低減をはかる施策が生産政策の前面に出てくるようになったのである。

3. 第2次米穀法改正と米穀貯蔵政策

ここでは米価政策を検討する。

浜口内閣の成立に先だち、1929年5月、田中義一内閣は米穀調査会を設立した。同調査会は米価政策を検討する審議会であるが、その設立の目的は、1921年に制定され25年に一部改正をみた米穀法に代る、新しい米価政策を検討することであった。すなわち、政府は従来の米穀法が1920年代末の状況に十分対応できないとの判断を下したのであった。なぜならば、政府は20年代末の「米穀ニ関スル諸般ノ事情〔の〕著シキ変化」が「本邦人口ノ増加、台湾朝鮮米生産ノ発展、又外米市場ノ変化」⁽²⁰⁾にあるとしていたが、その結果として、米穀法がその運用を積極化させることによって、米穀需給調節特別会計（以下特別会計と略記する）の損失が増大することを問題視するようになったからであった⁽²¹⁾。

米穀調査会は浜口内閣に受継がれ、1930年3月には答申が政府に提出された。それは、①米穀法の発動の基準となる最高・最低米価の決定、②農業倉庫の設立奨励と低利資金の融資、③移入朝鮮米が収穫期に偏在しないよう各月平均的に移入調節をするため、朝鮮督府による「適当ナル方策」の樹立、④外米輸入の許可制、⑤特別会計の損失の一般会計移管、の5項目から成っていた⁽²²⁾。

新たな施策は米穀法の再改正によって制度化されることになり、米穀調査会の答申はその指針となった。5項目のうち、②は立法によらず政府が奨励策をとることになり、③は朝鮮総督府に実施が一任された。このため、米穀法の改正に採用されるべきものは①・④・⑤となった。また、④は改正法にそのまま生かされたが、1920年代末には外米輸入量が微量となっていたため（第2図）、その効果には限度があった。

したがって、米穀法の第2次改正において重要な意義を有したのは①・⑤であった。この2項目が、改正の過程でどのように取扱われたのかを次にみよう。

まず、⑤は答申されたにもかかわらず実施には移されなかった。井上準之助大蔵大臣は、「今日ノ財政状態デハ之ヲ一般会計ニ引取ッテ整理スルダケノ余裕モナシ」⁽²³⁾と述べ、米穀法の再改正と同時に特別会計の限度を拡大（2.7億円から3.5億円へ）するにとどめ、拡大分をはるかに上回っていた損失の整理を見送った。

また①に関しては、具体的な基準をどう定めるかについては政府が検討することになり、農林省がその策定にあたった結果、1930年10月に成案を得た。それは、基準米価をそれぞれ率勢米価⁽²⁴⁾の上下20%とし、さらに、最高価格は家計米価⁽²⁵⁾、最低米価は米穀生産費を考慮して定めるというものであった。政府案は米穀調査会に提出され審議に付された。なお、家計米価・米穀生産費の調査が整うまでには時間がかかるため、当面は率勢米価の上下20%が唯一の基準とされた。

政府案の意図は、審議の過程で町田農林大臣が、「今ノ米穀法ノ儘ニ今後此ノ儘ニ参リマスコトニナリマス、何人ガ局ニ当ッテモ、国庫ニ及ボス損害ガ頗ル多額ニ上ル」⁽²⁶⁾と表明したように、財政負担をもたらす買上発動をなすべく抑制しようとするのであった。率勢米価の上下20%の範囲には、石黒忠篤農務局長が、「年中ノ平均米価ト云フモノニ対シマシテ最高最低ノ米価即チ騰落ノ大体趨勢ガ長年ニ亘ッテ居リマス一割八分デアリマス」⁽²⁷⁾と述べているように、過去における米価変動の大部分が含まれていた⁽²⁸⁾。したがって、米穀法が買上発動される機会のごく限られたものとなったのである。

政府案は調査会の審議をへて、1930年12月、基本事項に修正を受けることなく答申され、第2次改正米穀法の条項（第4・5条）に取入れられた。この第4・5条は最も重要な改正点であった。

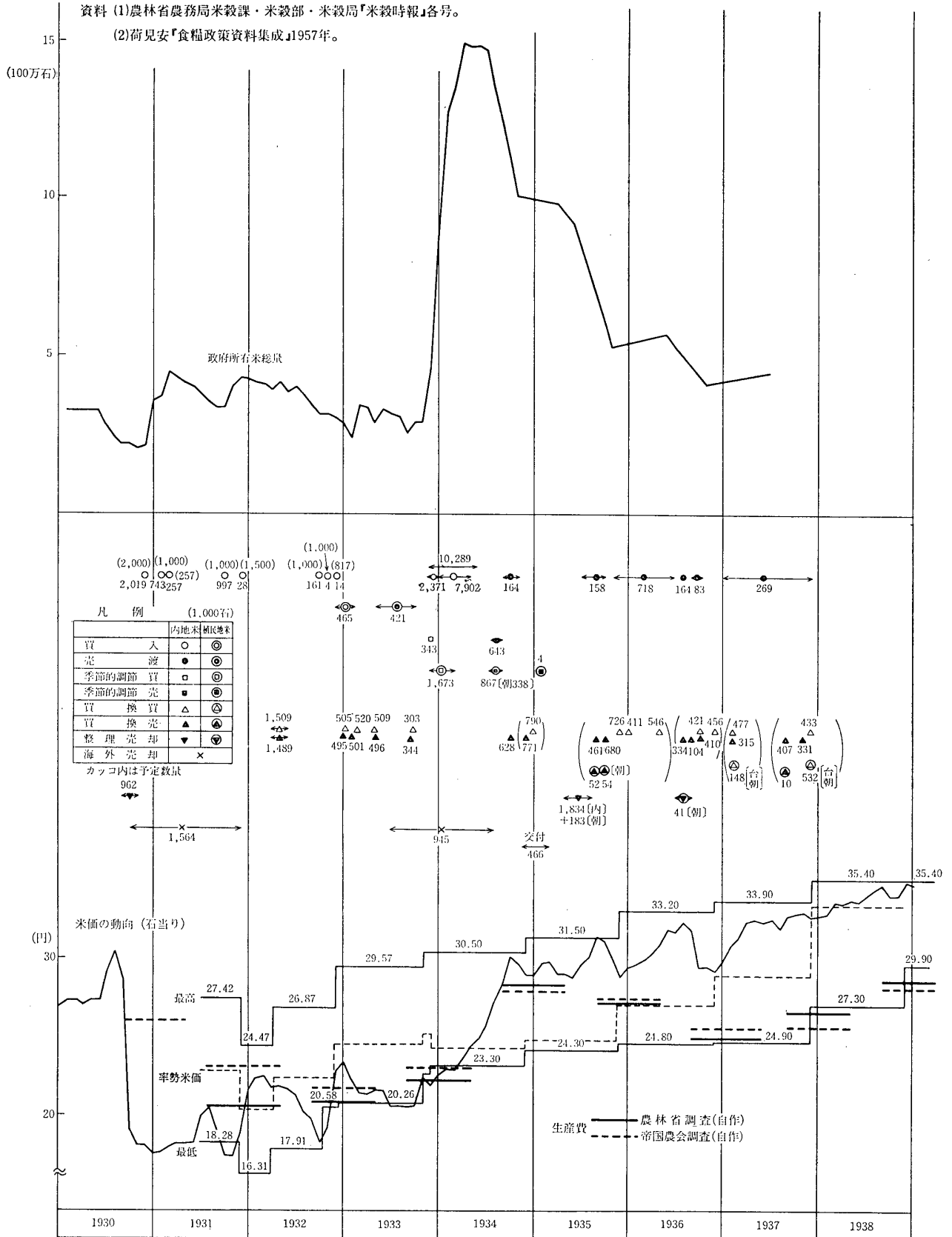
このように、米穀調査会の答申はそのままの形では改正法に生かされず、財政緊縮を強力にすすめていた政府により変貌させられた。こうして、第2次改正米穀法は1931年3月に成立し、同年7月から施行された。

次に、浜口内閣期に米穀法が如何に運用されたかをみよう。まず、30年7月から6月にかけて96万石の整理売却があった。同年6月頃から大豊作の予想があったにもかかわらず⁽²⁹⁾、品質がまだ低下していない米をも含んだ政府所有米を大量に売却した理由は、来るべき米価下落時の買上げに必要な「金を準備」するため⁽³⁰⁾であった。つまり、1930年度の特別会計借入最高限度2億7,000万円から借入金・米穀証券発行高2億4,490万円を差引いた余裕は2,510万円にすぎず⁽³¹⁾、これでは1石当り20円とすれば130万石を買上げただけで特別会計が底をつくという状態にあったからであった。

しかし、この整理売却は米穀市場に多大な影響をもたらした。つまり、9月の売却では予定の半分しか処分できなかったため市場のだぶつきが明らかとなり、売人気に拍車がかかって米価を

第4図 米穀法・米穀統制法の運用と米価の動向

資料 (1)農林省農務局米穀課・米穀部・米穀局「米穀時報」各号。
 (2)荷見安「食糧政策資料集成」1957年。



急落させたのであった⁽³²⁾。さらに、その直後の10月に1930年産米の収穫予想が発表されて未曾有の大豊作が確実であると判明すると、米価はさらに暴落して石当り18円台にまで下ったのである（以下第4図）。

しかし、政府は暴落した米価の回復策に直ちには着手しなかった。1920年代後半の米穀法による買上時期は収穫直後の10月から11月であったが、今回は12月から翌年の2月にずれ込んだのであった。その理由は、「買上資金を多額に使用する時は将来の米穀政策に全く行きづまりを来し来議会において政治問題化する恐れあり」⁽³³⁾と報じられたように、特別会計が逼迫していたからであった。このため、農林省内では、買上げを積極的に行なうべしとする意見と発動を慎重にしようとする意見の対立をみたが、大勢は後者の「勝利でケリがつく」と言われていた⁽³⁴⁾。したがって、買上げに着手されるまでにかかなりの時間がかかったのである。さらに、買上価格は暴落後の時価であったため低い水準に抑えられた⁽³⁵⁾。

1931年7月からは第2次改正米穀法が施行された。最低価格は18.28円と低かったが、米価は10月にそれを割って下落したため、100万石の買上げが実施された。しかし、買上価格は下落した時価であったため最低価格以下となり、米価引上げの力は弱かった。さらに、12月には率勢米価が改訂されて最低価格が下げられ16.31円となった。米価の暴落、恐慌による物価の下落のため、率勢米価も低落していき、米穀法の米価引上げの機能はさらに弱化した。米穀法は低米価に対して無力で、積極的な米価引上げは回避されたのであった⁽³⁶⁾。1920年代後半から強化された米穀法の米価維持機能は、ここに大きく後退したのである。

米穀法に代って、1930年産米に対する応急施策として、米穀貯蔵政策が強化され、低利資金3,000万円が供給されて粳・玄米300万石（玄米換算）を貯蔵しようとする施策が試みられた。これは、米穀法の買上措置によっては市場から十分吸収しきれない過剰米⁽³⁷⁾を、産地の農業倉庫などで貯蔵して市場への殺到を防ぎ、米価の下落を抑止しようとするものであった。その機能は、米価維持機能が弱まった米穀法を補助するものであった⁽³⁸⁾。

政府の米穀貯蔵政策は応急的な米価維持策であり、その目的は「刻下米価対策並農村救済ノ一助」⁽³⁹⁾とされていた。生産政策の場合と同様に米価政策においても、政府は、一方で財政緊縮による政策の消極化を実現しながら、他方で応急的な恐慌対策を講じていったのである。

政府の供給した低利資金は、31年6月現在で858万円にとどまり⁽⁴⁰⁾、貯蔵量も97万石（玄米換算）にとどまった。しかし、政府施設によらず「自治的」に貯蔵された数量は456万石（同）にのぼった⁽⁴¹⁾。また、府県を主体とする米穀貯蔵政策も、政府の強い指導のもとで実施された⁽⁴²⁾。これらの貯蔵に対しても、産業組合中央金庫を中心に1930年から多額の低利資金が供給されたため⁽⁴³⁾（第2表）、30年から31年にかけて、農業倉庫の米穀貯蔵数量は急増した。また、産業組合中央金庫は米穀証券の買取りを積極的にすすめる（第2表）、米穀法運用の円滑化をも促進した。

第2表 産業組合中央金庫の米穀低利資金供給と農業倉庫貯蔵量

(1,000円・1,000石)

年次	1928	1929	1930	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937
低利資金合計(a)	(9,580)	(3,689)	(10,843)	(12,670)						
米穀証券買取額(b)	—	7,820	30,580	37,320	29,617	79,857	54,543	38,757	42,219	107,474
農業倉庫貯蔵量(c)	5,464	2,530	12,273	6,167	7,496	50,759	9,325	7,672	17,609	13,987
		5,733	6,895	7,492	7,282	9,396	10,130	9,374	11,303	11,647

資料 (1) (a)・(b)は農林中央金庫調査部『農林中央金庫史』第1・2巻。

(2) (c)は農林省経済更生部『産業組合要覧』各年次。

註 (1) (a)・(b)は年度, (c)は其年7月から翌年6月。

(2) カッコ内は年度末残高。

さらに、31年5月には全国米穀販売組合連合会（全販連）が設立され、産業組合系統組織は一段と整備された。こうした結果、農業倉庫貯蔵量は著しく増進した。したがって、農家の売り急ぎによる米の市場殺到が緩和され、米価の下落を一定程度抑止できた効果は大きかったと言えよう。こうして、米穀貯蔵政策は、この時期に不十分にしか機能しなかった米穀法を補助する役割を果たしたのであった。

しかし、1931年端境期の米価動向は、6月まで低迷が続き、7～9月に上昇、10月には再び下落した（第4図）。このため、政府供給低利資金による貯蔵の場合、貯蔵解除時期は米穀年度末（1931年10月）であったから、「七月ニハ全部償ツテモ〔1石当り〕一円カー円五十銭位儲ケテ売レタモノモ持チ堪ヘテ損シタ」⁽⁴⁴⁾という結果に終わった。したでって、政府は、政府供給低利資金による貯蔵米穀に対しては、31年10月の買上げに優先的に応募できるという措置を講じざるを得なかった。また、政府供給低利資金によらない農業倉庫貯蔵米は、当時その大半（30年7月～31年6月の貯蔵合計量の86%）が6カ月以内の保管にとどまっていたため⁽⁴⁵⁾、米価が低迷している時期に出庫・売却するが多かった。したがって、1931年の端境期の米価上昇期間に貯蔵米を売却して利益を享受できたのは、極めて限られた場合にとどまった。

以上みてきたように、米穀供給の過剰化および農業恐慌の波及による米価の惨落という事態を政府は適確に認識することなく、むしろ米穀供給を増大させるという1920年代から続く政策課題を有していた。このため、恐慌に対する抜本的な施策が講じられず、恐慌はより深化していったと言えよう。食糧政策を遂行する政府の基本的な姿勢は、20年代から変化がなかったが、現実には財政政策を貫徹し目睫の恐慌に対処するため、多くの施策が展開した。しかし、それらは米価を回復し農家経済の破綻を救うには至らず、十分な効果をもたらすことはなかったと言えよう。

第2節 農業恐慌に対する食糧政策の積極化（1932～1933）

1. 食糧増産から恐慌対策へ

1932年から食糧政策は新たな動きをみせる。まず財政面では、政変により井上財政に終止符が

打たれ高橋財政が開始された。金解禁政策は放棄されて金輸出再禁止となり、有効需要創出のため積極的な財政支出の膨張が、管理通貨制度のもとでもたらされた⁽⁴⁶⁾。これは食糧政策が積極化する財政的な前提条件となった。

次に、浜口雄幸内閣期に依然としてあった長期的な米穀供給不足の認識も変化した。1932米穀年度には、前年度から914万石の持越しがあったが、31年産米が不作であったため、政府は32年3月に250万石の外米輸入を実施することを決定した⁽⁴⁷⁾。しかし、消費の減退のため年度末には891万石を操越すという結果をまねいた⁽⁴⁸⁾。このため、政府の米穀需給に関する長期的な認識は、1933年にはいと不足認識が後退し、「[1927年推算の]内容は其後の実情に依って余程変化して参つて居ります」⁽⁴⁹⁾とされるようになった。さらに同年初頭には、政府は今後各年度において500~600万石の持越量を有すると見積られるようになり、需給関係は長期的にみてほぼ均衡すると認識されるようになった(第3表)。

第3表 1933年需給推算

(1,000石)

年 度	持 越	内地米生産	朝鮮米移入	台湾米移入	外米輸入	需 要	繰 越
1934	7,727	62,672	6,911	3,035	1,116	74,903	6,558
35	6,558	63,735	7,210	3,272	1,116	75,963	5,928
36	5,928	64,805	7,511	3,514	1,116	77,039	5,835
37	5,835	65,882	7,815	3,764	1,116	78,129	6,283
38	6,283	66,967	8,122	4,134	1,116	79,225	7,387

資料 (1) 『東京朝日新聞』1933年2月25日。

註 (1) 年度は米穀年度。

この1933年需給推算は、1927年需給推算と比較すれば、需給量と内地米生産量を30年代初頭の実態をふまえて修正して数値を若干減らし、内地米供給のみによる不足分1,200~1,300万石を植民地米・外米で補うというものであった(以下第2図)。しかし朝鮮・台湾両総督府の報告による植民地米移入推計量は先にみた1927年需給推算とほぼ同数値で、実際よりは200~300万石程度低めに算出されたものであった。したがって、需給が実際に均衡するかどうかは、植民地米移入量の如何にかかっていたと言えよう。

政府が米穀需給関係を均衡と判断したことは、1920年代から継続していた米穀の「国内」自給の達成という食糧政策の課題が解決ずみと考えられるようになったことを意味した。一方で農業恐慌は深刻化し長期化する様相を呈していた。このため、食糧政策の長期的な課題は、新たな焦眉の課題となった農業恐慌への対処へと移っていった。つまり、これまで応急的にしか実施されていなかった恐慌対策としての食糧政策は、1932年以降、大きな財政支出をともなって全面的に積極化することになった。しかし、食糧政策の積極化は結果として米の増産を来たし、需給均衡と判断された状況を変化させ、米価下落の新たな要因となることも予想された。ところが、1932

年から33年にかけての食糧政策は、適正供給量を実現するといった、食糧政策が本来有すべき課題には十分対処せず、専ら恐慌対策としての道をすすむことになった。次に、積極化していく生産政策・米価政策をみよう。

2. 時局匡救耕地拡張・改良事業

内地における生産政策は、1932年から恐慌対策である時局匡救土木事業の一環となり、耕地拡張・改良事業が膨大な財政支出をともなって実施された。すなわち、開墾・土地改良関係歳出決算は1931年までの停滞傾向とは対照的に、33～34年をピークに34年まで一挙に拡大したのであった（第3図）。

耕地拡張・改良事業は、開墾・土地改良などを広範な地域において施行するもので、その第1の目的は現金収入の機会がとざされた農民に賃金を直接与えることであった。さらに、第2の目的は耕地改良の結果としてもたらされる生産性の向上によって生産量の低減をはかり、恐慌下の米価下落に対処しようとするものであった。開墾は第2の目的には合致しなかったが⁽⁶⁰⁾、第1の目的をより広範に実現しようとするものであった。また、土地改良は第1および第2の目的の実現をはかるものであった。

このように、時局匡救耕地拡張・改良事業に2つの目的があったことは、後藤文夫農林大臣が同事業の目的について次のように述べていることから明らかであろう。

農山漁村に於ける余剰労力を活用せしめ、農山漁村民をして其の経済更生の資を得しめ、以て当面その窮迫を救ふと共に将来に向つて経営の合理化を来し其の生産費を低下し又は収益を増加し、以て永く農山漁村の産業経済の振興を図らんとするものであります⁽⁶¹⁾

時局匡救土木事業については、従来、第1の目的における政策効果が強調され、第2の目的の実現による政策効果については低い評価しか与えられなかった⁽⁶²⁾。しかし、水利事業費中最も大きな割合を占めた用排水幹線改良事業による受益耕地面積は、1932～34年に顕著な拡大を示している（第1表）。さらに、他の時局匡救耕地改良事業費による同期間の受益耕地面積は、小用排水事業（既耕地500町歩未満を支配する小用排水）80万町歩、暗渠排水事業1.2万町歩にのぼった。また、小設備事業（耕地に付随する道路・堤塘・井塘・樋門などの改良・新設）が便益を与える耕地も84万町歩におよんだ⁽⁶³⁾。

このように、土地生産性を向上させて生産費の低減を目指す、恐慌対策としての耕地改良事業は大幅に積極化した。しかし、その効果は長期的に現われるものであったと言えよう。事実、第1のいわゆるスペンディング・ポリシーとしての政策効果が早期に現われたのに対し⁽⁶⁴⁾、第2の生産費の低下による農家経営の改善策は直ちに実効を生まず、時局匡救耕地拡張・改良事業が行なわれていた時期には、農村は恐慌から脱却することができなかつた。

さらに、時局匡救耕地拡張事業の展開により開墾事業が強化され、開墾成功面積（開田）は1932～34年に急増した（第1表）。このため、高生産費を要する新規開墾地が拡大する結果となり、生産費の低減を目指す施策と齟齬を生じることになった。

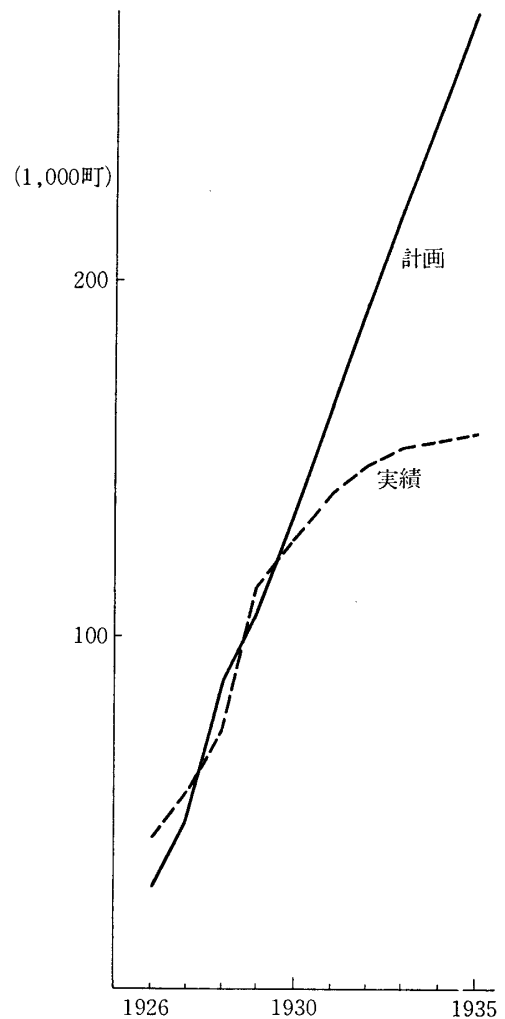
このため、これらの新規開墾地において経営を成立させるには、米価を一定程度まで引上げることが必要となった。さらに、以上のような耕地拡張・改良政策の遂行には米価の引上げが不可欠であった。なぜなら、これらの事業計画の算定基準の要素として米価があったからであった。例えば開墾事業では、開田の場合、工費を反当り平均202円としていたが、工費償還の基礎は「米価収入」に置き、それは石当り27円で算出されていた⁽⁵⁵⁾。このため、米価の低迷は生産政策の進行を大きく阻むものとなり、米価政策の積極化が生産政策遂行の条件としても要請されることになった。

また、肥料政策も進展をみた。1932年に窒素協会が価格操作を試みたが、これに対し農林省は、国内硫酸工業の保護をはかる商工省とは対照的に、その試みに介入して硫酸価格の低減を企図した⁽⁵⁶⁾。さらに、1932年度からは、預金部特別地方資金による肥料資金の貸出しが産業組合中央金庫を通じて行なわれるようになり⁽⁵⁷⁾、肥料資金は増加した。このため、肥料配給改善施設は大きく進展し、産業組合系統組織による化学肥料の安価な配給が普及していった⁽⁵⁸⁾。

以上のように、内地における生産政策は多面的に展開し、開墾事業を除いては、長期的には生産性を高めて生産費の低下を目指す方向性を有していた。また、肥料政策のように短期的な効果をねらったものもあった。それらは、後にみる米価政策との関連が断たれ独立して展開されたものの、米価が一定水準以上にあることを必要としていた。

一方、生産政策における植民地の位置は、需給均衡の認識が形成されるにおよび、1920年代とは大きく異なることになった。すなわち、植民地の生産政策は内地のそれとは対照的に、急速に消極化していった。朝鮮産米増殖計画は、1932～33年に、実績が

第5図 朝鮮産米増殖計画の予定計画と実績（着手面積）



資料 (1) 朝鮮総督府農林局『朝鮮産米増殖計画の実績』, 11頁。

第4表 朝鮮産米増殖計画に対する資金供給額

(1,000円)

年 度	助 成 金		政府斡旋資金
	総督府助成	国庫補助	
1926	3,763	671	4,992
27	4,284	3,796	10,813
28	3,464	3,464	11,045
29	3,879	3,879	12,174
30	3,871	3,837	11,915
31	4,477	4,049	10,174
32	3,492	3,403	8,363
33	4,665	4,511	5,237
34	3,946	3,884	2,187
35	2,966	1,583	1,900
36	3,471	2,106	1,159
37	3,275	1,168	335
38	1,892	512	3,084

資料 (1) 朝鮮総督府農林局『朝鮮産米増殖計画の実績』16～17頁, 30～31頁。

計画を大きく下回るようになり、新たな土地改良の実施は激減した(第5図)。その理由は、内地米価の大幅な下落が、新規の土地改良事業を採算がとれないものとしたからであった。一方、政府はこうした事態の出現に対しても、産米増殖計画を促進しようとはせず、政府資金の供給を増加させるどころか、むしろ減額させたのである(第4表)。

その第1の理由は、1931年から32年にかけて、植民地米が1927年需給推算・1933年需給推算を大きく上回って移入されたからであった。産米増殖計画が停滞したにもかかわらず移入が増加したのは、植民地において窮迫販米がすすんだからであった⁽⁵⁹⁾。第2の理由は、米穀調査会の答申を受けて朝鮮総督府が実施するとした、月別平均移出が不徹底であったからであった。石黒農林次官は、「〔朝鮮米の〕月別平均〔移入〕ト云フコトモチツトモ行ハレテ居ラス、従テ総数量モ盛ニ増シテ参ル」⁽⁶⁰⁾と述べ、予想外に大量の朝鮮米が偏在的に移入されていることを主張したが、これに関連して後藤農林大臣は、「朝鮮ノ産米増殖計画が大分進行モ遅レテ居ルト云ヒマスケレドモ急激ニ促進シナイヤウニ考ヘテ貰フ必要ガアリハシナイカ」⁽⁶¹⁾とし、計画の進行を抑制することを示唆していた。

すなわち、需給均衡は植民地移入の動向如何にかかっていたため、移入の超過は米価下落の直接的な要因となり、恐慌対策として展開していた食糧政策の大きな障害となると認識されたのであった。

3. 米価引上げ策の展開

1931年12月の犬養毅政友会内閣成立と同時に、政府は恐慌対策として米価政策を積極化する方針を明らかにした。すなわち、山本悌二郎農林大臣は、

農村が不況のドン底に陥り急に救済の必要ある事は〔中略〕現下農村問題の緊急事であると思ふ〔中略〕その方法としては生産費の引下げと農産物価格の引上げによるのであるが前者は応急策としては不可能で多少の年限を要するからこの際は後者によらねばならない〔中略〕現行の不徹底な米穀法を改善し米価に対して政府の力を効果的にならしめん⁽⁶²⁾

とすると述べた。このように、米価政策は、効果が長期的に現われる生産政策に対し、短期的に恐慌に対処するものとみなされ、米価引上げ機能が弱い第2次改正米穀法を改め、引上げ機能を強化することが企図されたのである。

1932年6月には農林省に米穀部が設置され農務局から独立して米価政策の立案・実施にあたることになった。このため、生産政策は農務局が、米価政策は米穀部が管轄することになり、両者の独自性が強まって食糧政策の分断的な性格が強まった。

新しい米価政策は1932年末からの通常議会に提出される予定であったが、同年8月の第63帝国議会には臨時案が上程された。それは、①特別会計の最高限度を3.5億円から4.8億円に増額すること、②植民地米移入を月別平均化するため植民地米の買上げ・売却を行なうこと、であった⁽⁶³⁾。こうした政府案に対し、政友会は米価政策をより積極化することを要求して衆議院で法案を修正し、率勢米価の規定を削除した。政府はこれを認めようとしなかったため議会は紛糾した⁽⁶⁴⁾。妥協の結果、基準米価として率勢米価の上下20%の規定は残されたが、32年10月から33年末までは基準最低米価は率勢米価を参照せず、専ら米穀生産費とすることが決定された⁽⁶⁵⁾。こうして、米穀法の買上げ発動を抑制していた率勢米価は事実上廃されたのであった。

このため、32年10月には基準最低米価は17.91円から20.58円へと大幅に引上げられた(第4図)。さらに、同年末からの第64帝国議会で、米穀法に代る新たな制度として米穀統制法が制定され1933年11月から施行されることになった。同法は、米穀統制調査会⁽⁶⁶⁾の答申をもとに制定され、①政府が最高・最低の公定米価を定め、それを維持するため無制限の買上げ・売却を行なう、②最高価格は物価参酌値(=率勢米価)の上値20~30%の範囲内において家計米価を参考にして定められ⁽⁶⁷⁾、最低米価は物価参酌値の下値20%と米穀生産費の両者を参考にして定められる、③内地米・植民地米の出回りを季節的に調節するための買上げ・売却を行なう、④米穀輸出入の許可制、⑤雑穀輸入税の適宜増減免、を規定したものであるが、その最大の特徴は①・②にあった。

米穀統制法の制定によって米穀生産費が一年を通じて保証されることになり、米価引上げ策は格段に強化されることになった。従来米穀法による買上げ価格が最低米価を割ることもあり、

価格維持機能は不十分なものであったが⁽⁶⁸⁾、米穀統制法は公定最低価格を確実に維持しようとするものであった。

この強力な米価引上げ策の運用を可能にするため、特別会計の最高限度が4.8億円から7億円へ一挙に引上げられた。2.2億円にのぼる大幅な拡張により、石当り20円として1,000万石の新規買上げが可能となった。

政府は需給均衡の認識を有していたが、他方で、植民地米が予想を上回って移入されていることも認識していた。しかし、政府は、米穀の統制法の運用については、「米穀法の備えた資金の額とは余程に違ひがあ[り]此〔特別会計の〕力を以て致しますれば、大体の推算からして、本法の有力な実施が出来る」⁽⁶⁹⁾とし、移入米の増大が同法運用を麻痺させることはないと判断していた。その理由としては、第1に、産米増殖計画の停滞のため政府は移入量の増大傾向が緩和すると認識していたと考えられる。また第2に、1933年需給推算では外米輸入が110万石算入されていたから（第3表）、輸入許可制を厳密にして内地・植民地の輸入を防遏すれば、植民地から予想を大幅に上回る移入はないとみていたと思われる。さらに第3に、33年5月から、政府は米穀統制法により内地・朝鮮における粟の輸入関税を引上げた（朝鮮においては100斤あたり50銭から1円へ、内地においては同67銭から1円へ）。この施策のねらいは、朝鮮における粟消費を減少させて朝鮮米消費を増大させ、その対内地移出を抑制しようとするものであったが、この措置の効果に対する政府の期待も、移入量の急増はないとする判断の根拠となった。

したがって、これらの理由により、植民地米移入量は増加しつつあったものの政府の需給均衡の認識は変更されなかった。このため、政府は特別会計の逼迫をまねくことなしに、米穀統制法を運用していくことが可能であると判断していたと言えよう。

したがって、農林省が米穀統制法制定にあたって、植民地米移入を規制する条項を入れようとしたのに対し、朝鮮総督府がそれに反対した過程⁽⁷⁰⁾においても、農林省は、後述する1934年にみられるような強硬な主張はしなかったのである。しかし、次節にみるように、植民地米移入に対する規制の欠如は食糧政策の存立する条件を崩していくことになる。

次に、米穀統制法が施行されるまでの米価政策の運用を検討しよう。

1932～33年の米価変動は、収穫期（10～12月）の下落、端境期（6～9月）の上昇、という従来の変動の型とは大きく異なり、景気変動が反映した結果、収穫期に上昇し以後漸落するという推移をみせた（以下第4図）。つまり、31年12月、若槻礼次郎内閣が倒れて金解禁政策が放棄され金輸出再禁止となると、景気は一時的に回復のきざしをみせ⁽⁷¹⁾米価も急上昇した。米価の上昇は出荷を促し、大都市には内地米・植民地米が集積した⁽⁷²⁾。しかし、金再禁景気は間もなく沈静したため、市場における大量の米の存在は米価を圧迫して価格を押下げていった。また、1932年後半から始まる景気回復にあたって、米価は一時的に上昇した。このため、再び大都市に大

量の米が集まったが⁽⁷³⁾、景気の回復にもかかわらず、市場在来の圧力により、米価は33年2月から下降に転じ漸落していった。

こうした特異な米価変動は、米穀法運用に影響をおよぼした。1932年前半の犬養内閣期には150万石の買換があり、漸落する米価に一定程度の対処をしたが、斎藤実内閣は端境期の米価引上げは「農民に何らの利益をもたらさざる」とし、32～33年の端境期には買上げ・買換をできるだけ控えた⁽⁷⁴⁾。また政府は、1932年の収穫期に最低価格割れによる買上げを決定し、10月・11月にそれぞれ100万石の買上げを実施しようとした。しかし、その直後に買上価格を上回る米価上昇があったため、実績は僅か17万石余りとどまった。このため、政府は市場に集積した過剰米を買入れることができず、米価引上げ策は不徹底に終わった。

このように、この時期の米穀法運用は、政府が買上げを積極化しようとしたにもかかわらず、特異な米価変動の影響を受けて買上げの実施が阻まれた。その結果、政府所有米量は増大するどころか却て減少に向い、1931年12月の430万石は、33年10月には283万石になった。したがって、米価は一時的には回復して生産量を或る程度償った時期もあったが、年次的には一般物価を大きく下回る結果となり、政策効果は十分発揮されなかったのである。

次に、米穀貯蔵政策をみれば、前期から継続して産業組合中央金庫から低利資金が供給され、農業倉庫への入庫も増加していった(第2表)。さらに、この時期の米価変動は農業倉庫利用者にとって有利なものとなった。すなわち、収穫期に入庫された米穀の入庫期間は、6カ月未満のものが70～80%、うち3カ月未満のものが50～60%を占めていたため⁽⁷⁵⁾、出庫・売却の時期が米価の上昇と重なることになったからであった。

第3節 供給過剰問題と食糧政策の再編(1933～1934)

1. 需給認識の転換と「減反案」

米穀統制法の施行を目前に、1933年産米の収穫予想は、内地・植民地ともに未曾有の大豊作となった。これを契機として、政府の長期的な米穀需給に対する認識は、均衡から過剰へと明確に転換した。すなわち、1934年需給推算によれば、35米穀年度の繰越量は1,495万石にのぼり、さらにそれは年々拡大し、40年度末には3,204万石に達する膨大な過剰米をかかえることが推定されたのである(第5表)。1934年需給推算は、33年需給推算と比較すれば、需要量をさらに低く見積ったが、内地生産量は33年の大豊作の影響により若干増加した。このため、内地米だけによる供給不足量は900万石程度に減少し、1,200万石前後の移入が見込まれた植民地米の供給を含めると、毎年約300万石の過剰米が累積していくことになったのである。しかも、植民地米の移入量は1927年需給推算・1933年需給推算と大差なく、実際の移入量よりは過少に計上されていた。したがって、現実の過剰は毎年300万石以上になると予想され、政府は供給過剰を極めて強

第5表 1934年需給推算

(1,000石)

年 度	持 越	内地米生産	植民地米移入	外米輸入	需 要	繰 越
1935	12,139	64,608	11,736	—	73,534	14,949
36	14,949	65,267	11,823	—	74,150	17,889
37	17,889	65,926	12,082	—	74,765	21,132
38	21,132	66,585	12,265	—	75,380	24,602
39	24,602	67,244	12,414	—	75,995	28,265
40	28,265	67,903	12,483	—	76,611	32,040

資料 (1) 「内地ニ於ケル将来十箇年間ノ米穀需給推算」(『昭和九年六月 米穀政策ニ関スル諸案』1) 1934年6月18日。

註 (1) 年度は米穀年度。

固に認識するに至ったと言えよう。

一方、財政面では同じく1933年後半から、34年度予算編成が本格化し、32~33年度の巨額な公債・借入金に依存した予算を是正し、財政赤字の抑制がはかられた⁽⁷⁶⁾。このため、農林省関係予算にも削減が加えられ⁽⁷⁷⁾、食糧政策に対する財政支出も、1932・33年度とは異なり、一定の制限が加えられることになった。

ここに政府は、供給過剰に起因する米価下落という、1930年代にはいり新たに登場した食糧問題をはじめて明確に認識するに至ったと言える。すなわち、政府が32年から積極化させた食糧政策を供給過剰の状況下でそのまま継続すれば、膨大な過剰米をかかえなければならなくなるのみならず、それが巨額の財政負担となって財政を圧迫するという問題が表面化したのであった。

このため、食糧政策を構成する生産政策と米価政策の双方を、これまでのように両者それぞれ個別的に積極的に展開させるという増産を結果するような方向では、食糧政策が成立する余地はなくなり政策は行詰まった。したがって、生産政策・米価政策は新たに表面化した食糧問題に対処するため、再び相互関連をもって再構成されねばならなくなった。しかし、農村は未だ不況から脱することはできず、恐慌対策としての食糧政策を直ちに全面的に消極化させることはできなかった。

食糧政策の行詰まりを打解するため、まず第1に検討されたのが、いわゆる「減反案」であった。農林省米穀部では、米穀統制法の成立直後から、米穀統制調査会の答申に基づき、米の「生産統制」をはかるため如何なる施策を講じるかの検討を開始したが、1933年の収穫期をむかえるまでは、米穀生産量を縮小させる施策を具体化させるには至っていなかった。

しかし、大豊作の予想に促がされて「生産統制」策は一挙に具体化し、33年8月には臨時米穀生産統制案要綱がまとまり、同年9月には臨時米穀作付減少試案(「減反案」)が公表された。本案は、1934米穀年度末の持越米を1,200万石と推定し、そこから適正持越とされた500万石を控除した残高700万石の70%にあたる500万石を減産するため、内地・植民地を通じて35年産米

(台湾においては34年第2期作と35年第1期作)作付反別を減少させようとするものであった⁽⁷⁸⁾。

本案は食糧政策を構成する生産政策と米価政策のうち、長期的な供給過剰認識のもとで、前者を消極化することによって後者を遂行する条件を得ようとするものであった。つまり、本案は米価政策を担当する米穀部によって構想されたため、食糧政策の行詰まりの打解策は、「価格〔米価〕維持ノ為ニハ減産ヲ行フコト必要ナルベシ」⁽⁷⁹⁾と同部内で主張されたように、生産政策を米価政策に従属させようとする企図のもとに検討されたのであった。

しかし、この米穀部の「減反案」に対しては、恐慌対策として生産政策を積極化させていた農務局から強い反対が出た。農務局の「減反案」に対する態度は次のように報じられた。

農務局は内地に於ける産米増殖計画〔をすすめ〕七年度より実施されている時局匡救土木事業も直接間接に産米増殖を助長せしめる耕地事業がその大部分を占め〔中略〕一貫した増殖計画に終始しており〔中略〕米穀部の減反案に対しては徹頭徹尾反対の意向を持つてゐる⁽⁸⁰⁾。このように、農務局は生産政策の消極化には反対で、むしろその強化を主張して「増反こそ然るべし」⁽⁸¹⁾としていたのである。

「減反案」は農林省内の合意を得られなかったのみならず、他省からの反対も強かった。大蔵省は、はじめ時局匡救費の削減をはかる立場から、「米価の吊上げは最も有力なる農村対策であって減反補償及代作助成金は普通の匡救事業による金に比し、よりの確に農民の収入となる点から、之を実施する場合は既定出の時局匡救事業を或程度まで縮減し得る」⁽⁸²⁾とし、「減反案」に賛意を表わした。しかし、その後、補償金額が約1億円を要することが判明するにおよび、財源捻出の方法が大きな問題となった⁽⁸³⁾。さらに、高橋是清大蔵大臣は、「農民に米が出来たら廿五円から卅円位の間で売れるといふ安心を与ふることが必要である」⁽⁸⁴⁾と述べ、米価政策の重要性を主張したものの、同時に「過去十数年間〔内地の〕産米増殖計画を樹て漸く今日に至つたものを〔中略〕直ちに減反するのは面白くない」⁽⁸⁵⁾とし、生産政策を急激に転換することには反対の意を表明した。

さらに同年10月、「国防上」の理由から絶対反対を唱える陸軍省の意見が出るにおよび、「減反案」は立案段階で「流産」するに至った。

このように、内地における生産政策を切捨てることによって食糧政策の存続をはかるという構想は、現実に生産政策が一定の展開を遂げている状況にあっては、実現性の薄いものであった。したがって、1932年から、生産政策・米価政策が個別・分断的に積極化していた食糧政策は、両者の展開を一定程度維持する方向で、33年末から再編成されていく。それは、内地における食糧政策が展開する余地を得るため、供給過剰の主因とみなされていた植民地米移入の規制策を講じることにより、はじめて可能となるものであった。次に、朝鮮を中心に植民地米対策をみよう。

2. 植民地米対策

行詰まった食糧政策の打解策は、「減反案」挫折の後には、植民地米移入の適正化の実現に求められていった。供給過剰の認識を顕在化させた農林省は、その主因が、「供給過剰ヲ来サシムル主ナル原因ガ朝鮮及台湾米ノ内地移入数量ガ年々躍進的ニ増加シマスコトニ在リマシタコトハ統計ノ数字ガ明ニ説明シテ居ル」⁽⁸⁶⁾と、植民地米の大量移入にあるとし、食糧政策の行詰まりを打解するためには、「朝鮮米又ハ台湾米ニ関シテ適切ナル方策ヲ講ズル」⁽⁸⁷⁾ 必要があることを強調した。こうして、農林省は1933年末から、植民地米移入量の規制をはかる施策を確立するため、生産・流通の両面から諸案を構想し、その実現を試みていく。

それは既に、先にみた「減反案」の構想の中にも色濃くみられるものであった。なぜなら、同案の内地・植民地における減反割合は、それぞれ、過去における年間管外（道府県外）移出量の最高値、対内地移出量に応じて配分されたため、移出割合が高い植民地に多大の減反・減産を強いものであるからである（第6表）。

第6表 内地・外地の減反割合

	過去最大の 移出数量 (1,000石)	同 割 合 (%)	減 産 量 (1,000石)	減 産 率 (%)	減 反 面 積 (1,000町)	減 反 率 (%)
内 地	14,019	55	2,750	4.4	137.5	4.4
朝 鮮	7,992	31	1,650	10.0	165.0	10.0
台 湾	① 2,024 ② 1,394	8 6	700	24.0	(1,000甲) 58.0	30.0
合 計	25,431	100	4,100			

資料 (1) 沢村康『米価政策論』1937年、141～142頁。

註 (1) 台湾①・②はそれぞれ第1期作・2期作。

このため、減反面積が過大であるとする植民地側（拓務省および朝鮮・台湾総督府）は、「減反案」の修正を農林省にせまり、「内地及び植民地の減反比率の相違は米価、生産費等農民生活費等の相違上到底一律に決することは出来ぬが比率より受ける農民の影響は飽迄同等たらしむる方針を以て対案を作成すること」⁽⁸⁸⁾として、農林省の植民地米移入制限の構想に歯止めをかけようとした。

一方、農林省は「減反案」の移入制限効果をより確実なものとするため、1933年9月20日付の試案には、「本案ノ目的ヲ達スル為必要アリト認ムルトキハ各道府県ノ朝鮮ノ及台湾ノ米穀移出ニ付、許可ヲ受ケシムルヲ得ルコト」という条項をはじめて明記した⁽⁸⁹⁾。これに対し、植民地側は「移出許可制度には絶対反対」⁽⁹⁰⁾の態度を明らかにしたため、両者の対立は表面化した。

また、農林省農務局は「減反案」の実施には強く反対したものの、その反対理由の一つとし

て、「〔内地における〕増産主義を植民地移入米の犠牲たらしめる」⁽⁹¹⁾のは不条理であることをあげていた。したがって、農林省では、「減反案」を立案した部局もそれに反対する部局も、植民地米移入の増大が食糧政策の展開を阻害するという点では見解の一致をみていたのである。

このように、「減反案」は急増する植民地米移入量を間接的に規制する機能をも具備したものであったため⁽⁹²⁾、植民地側は、植民地における重要産業であった米作を保護する立場から、それに強く反対したのであった。

ところで同案の「流産」後、農林省は植民地米移入量の規制策を模索し、より一步すすんで直接的な移入規制をはかる制度の確立を試みた。その第1は、1934年2～3月の臨時米穀移入調節法の成立過程にみることができる。33年産米の記録的な豊作による供給過剰に苦慮した農林省は、第65帝国議会に次のような外地米移入管理案を提出し、植民地米の移入規制を法制化しようとした。すなわち、①米穀移入を政府の独占とする、②政府は移入見込数量を植民地において買上げる、③買上価格は植民地米生産費と内地米公定価格を参酌して定める、④政府は買上植民地米を適宜移入し売却する、⑤本制度施行のため朝鮮・台湾に特別会計を設ける、⑥特別会計の最高限度は合計3億円とする、というものであった⁽⁹³⁾。この農林省案に対し、拓務省は対案として外地米移入統制案を次のように立案した。すなわち、①米穀統制法とは別個の内地・植民地共同の米穀買上制度を設ける、②特別会計を増枠し移入予定数量中内地に不要な超過分を買上げる、③買上数量は内地・植民地当局が協議の上決定し買上価格は時価とする、というものであった⁽⁹⁴⁾。

農林省・拓務省は、「外地米の内地への移入を適当に制限すべきことにおいては見解が一致してゐる」⁽⁹⁵⁾だが、上にみたように具体的な施策においては、両者の方針に大きな隔たりがあった。すなわち、農林省案が、米穀移入を政府が独占することにより直接的に規制を加えようとしたのに対し、拓務省案は超過量の買上げを実施するにとどめ、移入量自体には規制がおよばないようにしようとしたのである。

両者は移入規制策をめぐる激しく対立し、1カ月もめぬいた後、3月に妥協が成立した⁽⁹⁶⁾。妥協の結果は次の3点にまとめられた。

- 一、政府は内地米価が米穀統制法最低価格を下廻らんとする時はこれを維持するため外地米の買上げをなすことを得
- 一、買上数量は農林、拓務、大蔵三省の協議によって定む
- 一、外地米の買上げ価格は最低米価より運賃諸掛りおよび格差を控除したるものを最高価格とす⁽⁹⁷⁾

このように、妥協案の内容は植民地米の買上げを規定しただけであり、拓務省案が貫徹されたと言うことができよう。こうして成立した臨時米穀移入統制法は、植民地米の移入量を直接制限す

る機能を欠いた制度にとどまり、農林省の構想の実現は失敗に終わったのであった。

農林省の植民地米移入規制策構想の第2は「米穀自治管理」であった。この構想の原型は1930年から活発となっていた米穀貯蔵政策、および30・33年産米の大豊作に対して農林省が実施した粳貯蔵奨励策であった。特に後者は植民地においても粳貯蔵を実行させたもので、移入の殺到を防ぐことを企図したものであった。

しかし、植民地側の粳貯蔵奨励策は農林省からみて不十分なものに終わっていた。例えば、1930年産米に対し朝鮮総督府は1,864万円の低利資金融通によって粳311万石（玄米換算はその50%）の貯蔵を試みたが、低利資金の供給が1,009万円にとどまったため、実際の粳貯蔵は246万石にとどまり計画を達成することはできなかった⁽⁹⁸⁾。このため、農林省は朝鮮総督府の施策の効果には否定的な見解を有し、「数量カ過剰ニ来タ、凸凹デ出廻期ニ非常ニ多カッタ」⁽⁹⁹⁾としていた。また、1933年産米に対しては、「減反案」の「流産」後直ちに粳貯蔵が着手され、農林省と拓務省・総督府の協議により内地600万石・朝鮮300万石の粳貯蔵量が申合わされた⁽¹⁰⁰⁾。しかし、34年6月、朝鮮総督府は米価の上昇を理由に、「総督府単独で決定出来ぬことになつてをる」⁽¹⁰¹⁾とする農林省との協議なしに単独で貯蔵を解除し、農林省に大きな打撃を与えた。

このため、農林省は過剰米の貯蔵を確実にする制度の確立を目指し、米穀対策調査会⁽¹⁰²⁾の答申を得て、34年末から始まる第66帝国議会に米穀自治管理法案を上提した。本案は供給過剰時の超過分を内地・植民地に分配して、それぞれの産地において奨励金を付して貯蔵させ、米価の下落を防ごうとするものであった。ところで、内地・植民地の分配比率はそれぞれ管外移出量・対内地移出量に依るとされていた。このため、分配比率は内地35%・朝鮮43%・台湾22%となって植民地——とりわけ朝鮮に高く、また生産量に対する貯蔵の割合も植民地において高いものとなった。このため、豊作による供給過剰の場合、植民地米は産地に封じられ、内地に対する移出量は大きく制限されることになったのである。

このように、同法案の主要な意図は、内地・植民地両地を対象とする過剰米対策でありながら、その立案の中心人物であった荷見安米穀局長が、「〔同法は〕主として朝鮮米及台湾米の内地移入の急激なる増加に因つて生ずる米穀の供給過剰を調節する為には必要且つ適当な方策であるのみならず、従来の政策が此の点に於て不十分の憾を免れなかつたことに鑑み、米穀統制上一段の進展を遂げたものであると言はねばならない」⁽¹⁰³⁾と述べたように、実は植民地米の移入規制を確実にすることにあつたのである。

しかし、同法案は産業組合の米穀流通過程への進出を警戒する米穀商を中心とした反産運動の激化によって成立が遅延し⁽¹⁰⁴⁾、その施行は1936年5月にずれ込んだ。

さらに、植民地米の移入規制は、生産面から、朝鮮産米増殖計画の抑制の徹底によって促進された。政府は1934年1月、朝鮮における新設水利組合を認可しない方針を表明した。また、永井

柳太郎拓務大臣は、「内地ニ於テ米ノ生産ガ過剰ニナツテ困ツテ居ルニ拘ラズ、外地 ガソレニ 無頓着ニ米ノ生産ヲ増加シテ行クト云フヤウナコトハ、是ハ断ジテ為スベキコトデナハ」⁽¹⁰⁵⁾とし、米作に代って棉作を奨励し、「従来ノ産米増殖計画ヲ産綿増殖計画ニ実ハ変更シタ」⁽¹⁰⁶⁾と述べた。供給過剰問題の顕在化により、朝鮮総督府は政府の措置に同意を余儀なくされたのである。このため、総督府は水利組合の新設を中止し、既設組合の維持に土地改良事業の重点を移した⁽¹⁰⁷⁾。また同年5月、朝鮮総督府は産米増殖計画の中止を決定し、継続工事の完成は許容したものの、創立後事業未着手の49組合に対しては助成を打切ることにした⁽¹⁰⁸⁾。これにともない、政府の資金供給も急減し、新規事業の開始はほとんど皆無となった（第4表・第5図）。

このように、朝鮮米対策は、最終的には移入規制の実現をはかる農林省側の意図が貫徹する形で、諸施策が講じられていった。1920年代から、食糧供給地として重視された植民地の食糧政策における位置は、ここに大きく転換させられたのである。

3. 内地食糧政策の構造

植民地米の移入規制策の強化を背景として、1933年末からは内地における食糧政策の再編成がすすんだ。その結果、食糧政策は従前の分断的な構造から、新たな状況に対応した相互規定的な構造を有するに至った。

まず生産政策をみよう。32年から著しく積極化した生産政策は一定の変質を余儀なくされた。

第1に、時局匡救耕地拡張・改良事業は1934年度に縮小され、同年度をもって打切られた。もともと同事業は3カ年に限った施策であったが、米穀需給関係が過剰に転じたことが明らかとなったため、財政当局の打ち切り方針はより強固なものとなった。

しかし、第2に、同事業は全面的に消極化されたわけではなかった。増産に直結する開墾関係事業は、財政支出が大幅に圧縮されて1920年代後半を下回る水準となったため（第3図）、35年からは新規開墾面積も著しい減少をみた（第1表）。しかし、耕地改良事業に対しては、大蔵省が、「内地開墾助成は既着手の分に限り新規着手を承認しない事、その代り耕地の改良に就ては現在通り事業を継続する」⁽¹⁰⁹⁾との方針であったため、1934年度に支出が縮小する度合は開墾関係事業に比べ小さく、30年代半ば以後も20年代をやや上回る財政支出があった（第3図）。このため、例えば、用排水幹線事業による受益耕地面積は、20年代を上回る水準を保持していた（第1表）。

さらに、第3として、災害復旧耕地事業が、1934年以後の耕地事業の中では財政的に最大の比重を占める事業として、その規模を一挙に拡大させた（第3図）。これは「農村対策上ノ恒久的施設」として、風水害・旱害などの被災地において耕地およびその付帯施設の復旧工事を施行し、「農業ノ基礎ヲ確固ナラシメ」とともに、「窮乏セル農民ニ勞銀収入ヲ得セシメ農家經濟ヲ扶ク

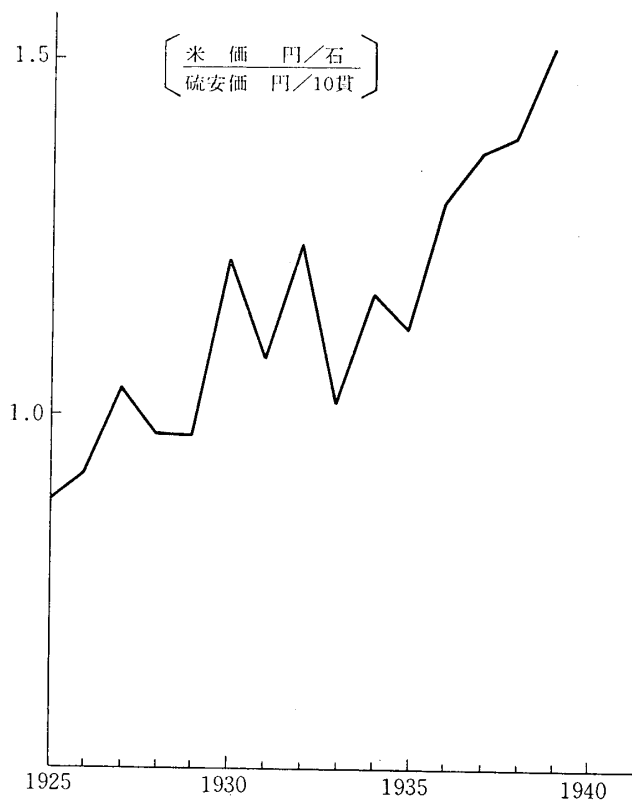
ル」⁽¹¹⁰⁾ことを目的とするものであった。したがって、その施設内容は、恐慌対策という点では時局匡救耕地拡張・改良事業と類似していたが、災害復旧であるため、増産を直接目的とせず、被災耕地の生産性を回復して生産を維持することをねらったものであった。

この災害復旧耕地事業に対する財政支出は、1920年代の耕地拡張・改良事業に対する財政支出と比較すれば、極めて規模の大きなものであったことがわかる（第3図）。したがって、時局匡救耕地拡張・改良事業の打切りをもって生産政策に対する財政支出が著しく後退したとみるべきではなく、むしろそれは1935年度以後も一定の連続性を有して継続されたと言えよう。

第4に、肥料配給改善施設は前期にひき続きその展開をみた。このため、1930年代半ばの硫安価格は、次節にみる米価の上昇にもかかわらず安定し、米価に対する相対価格を低下させた（第6図）。

以上のように、内地の生産政策は、1933年末から34年にかけて再検討され、耕地拡張事業を消極化する一方で、土地生産性を維持・向上させて生産費の低下をはかる施策を、朝鮮における生産政策の全面的消極化とは対照的に重視し、後者に一本化したのであった。この生産政策の変質は、「減反案」にみられたように生産政策を抑制して米価の引上げをはかろうとした米価政策に強く規定されたものであったと言えよう。生産政策は、もはや米価政策から独立しては展開する

第6図 米・硫安の相対価格指数



資料 (1) 農林省農務局『肥料要覧』各年次。

註 (1) 1925~30年の平均値を1.0とした。

ことができなくなったのである。

次に米価政策をみよう。政府は従前の積極性を保持し、財政的な裏付をともなって米価政策を展開した。

すなわち、1933年産米の膨大な過剰が明らかになると、米穀統制法の運用を十分ならしめるため、33年12月、政府は買上時に交付する米穀証券の金利（交付時から4月の償還時までの）を国庫負担とすることを決定した⁽¹¹¹⁾。

公定最低価格は同年11月に暫定価格が、12月に1934年度価格が決定され、23.30円となった⁽¹¹²⁾。これは農林省調査の米穀生産量（自作）を約1円上回るものであった。最高価格は30.50円であった。

公定最低価格による買上げは12月から始まり、政府は短期間のうちに1,027万石を買入れた。また、ほかに季節的出回調節のための買上げが、内地米34万石・植民地米167万石あった。政府の1933年産米買上げは合計1,200万石余りに達し、政府所有米は激増した（第4図）。34米穀年度の翌年度繰越量は743万石にとどまったから⁽¹¹³⁾、政府の買上げはこれを約500万石上回るものであった。

こうしたかつてない大量の買上げのため、市場出回量が制限され、いわゆる「有がすれ」⁽¹¹⁴⁾をもひきおこし、米価は上昇を始めた。1934年10月には30円を突破して最高価格にせまり、以後29～30円を保った（第4図）。

米価は1930年末から33年末にかけての低水準から脱し、物価水準をはるかに上回るとともに、生産費をも凌駕するに至った。32年後半の一般景気の回復によっても米価は一時的にしか回復しなかったにもかかわらず、未曾有の過剰米を有した33年末から米価が顕著に上昇していったのは、米穀統制法の効果が現れたからであると言えよう。

米穀統制法が十分機能できたのは、それを裏付ける膨大な財政支出があったからであった⁽¹¹⁵⁾。この時期、生産政策では時局匡救耕地拡張・改良事業の打切りによって、財政支出の削減があったのに対し、米価政策ではかつてない膨大な買上げを可能にした財政支出があったことは注目すべきであろう。大蔵省が、「米価の吊上げは最も有力な農村対策であ」⁽¹¹⁶⁾るとしていたように、恐慌対策としての米価の引上げを政府は重要視したのであった。こうして、米価政策の課題は1934年後半には実際に達成されたと言えよう。

ところが、米穀統制法運用にともなう財政支出が巨額であったため、大幅に増枠された特別会計は同法施行1年目にして早くも逼迫した。特別会計は1934年3月、1.5億円増枠され8.5億円に、さらに勅令の定める所により3億円を限度として拡張できることになった⁽¹¹⁷⁾。このため、米穀統制法は財政的な裏付けを再び得たものの、度重なる特別会計の拡張は財政支出を抑制しようとする政府にとって大きな問題となった。先にみた朝鮮米対策の本格化は、米穀統制法による

買上げの機会を減少させて、特別会計の逼迫という財政問題に対処しようとするものでもあった。しかし、この財政問題は、次節にみるように、米価の上昇によって一定の解決をみたため、米価政策は順調に機能していくことになる。

以上のような米価政策の強化は、内地における生産政策が成立する必要条件であった。すなわち、1933年末から変質を遂げた生産政策は、その実施を円滑にするため米価政策のあり方を規定し、強力な米価引上げ策をひき出したのであった。

ここに、米価政策と生産政策は相互に規定し合いながら、食糧増産を直接目的とするのではない、新たな食糧政策を形成した。それは、生産性を高め生産費の低下をねらうことに目標を純化させた生産政策を、強力な米価維持策により推進して恐慌に対処しようとするものであった。そしてこの新たな食糧政策は、植民地の米作を抑制することによってはじめて成立し、内地米作——ひいては内地農業の保護を強力に推しすすめるものであった。

第4節 米価の上昇と食糧政策の展開（1934～1938）

本節では、再編成された食糧政策が、その後どのように展開したかを検討する。

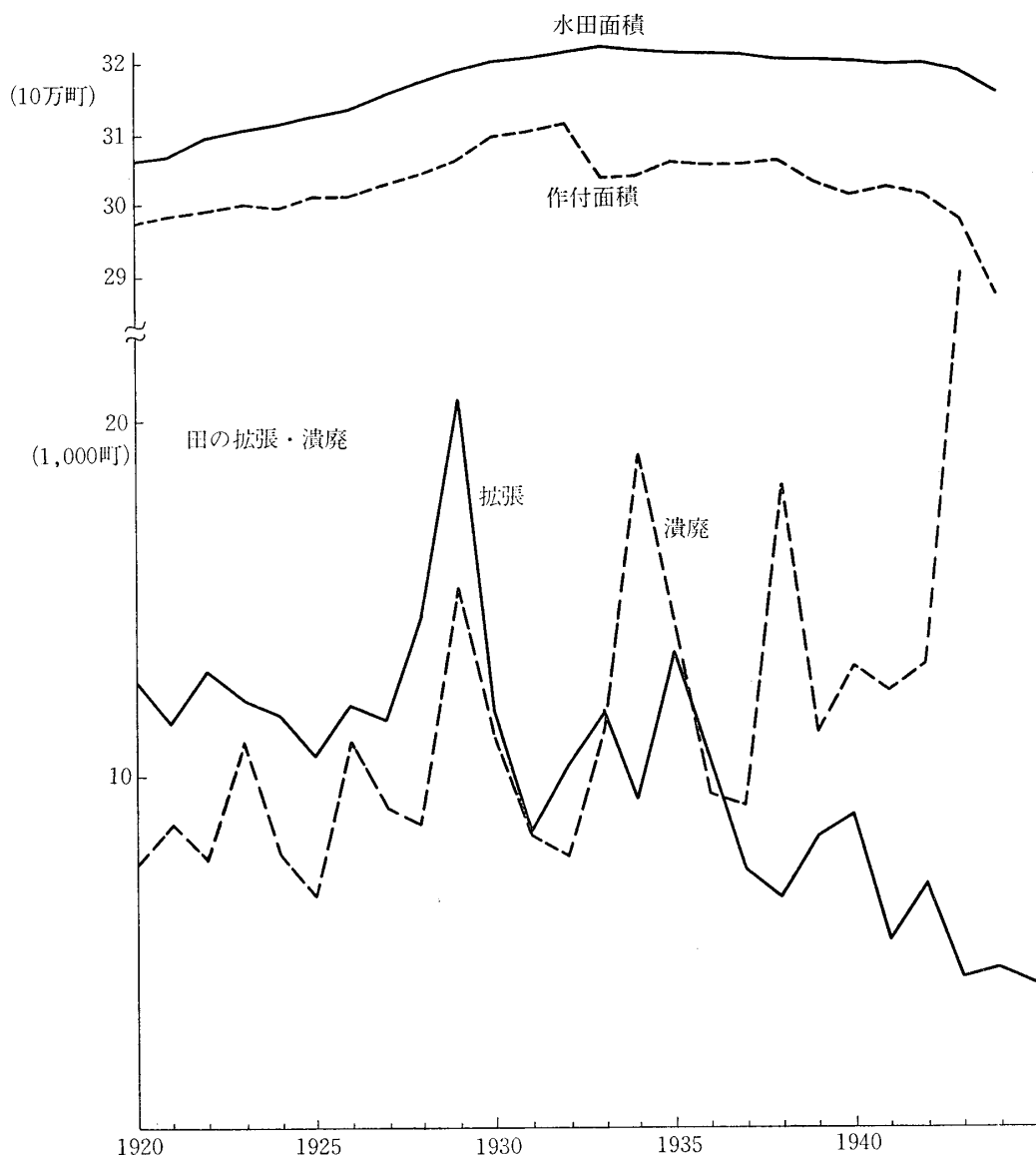
米価は1934年にはいり上昇を続け、最高価格に接近した。このため同年9月には、早くも初の公定最高価格による売渡しがあった（第4図）。この米価上昇の原因には、大量の買上げによる「有がすれ」があったが、より根本的には米穀需給関係の変化があった。

すなわち、政府が長期的な米穀供給過剰の認識を明確化した1930年代半ばに、政府の認識とは裏腹に、需給関係は客観的に再び転機にさしかかっていたのである。政府は、38年までは約800万石を超える大量の繰越米をかかえていたが、それは34年をピークに急減していった（第1図）。その原因は、第1に、34～35年の2年続きの内地米の不作があった（以下第2図）。1934年需給推算に比し、34年産米は1,300万石、35年産米は800万石下回った。植民地でも両年は不作となり移入量も横ばいとなった。ところが、第2に、需要は供給の減少ほど縮小せず、1人当り消費量は1930年代前半の減少傾向から停滞傾向へと転じた⁽¹¹⁸⁾。このため、1934～38米穀年度の需給関係は、33年産米の膨大な過剰米の持越により、はじめて安定を保ち得る状態となっていたのである。

しかし、政府の米穀需給関係に対する認識は、日中戦争に突入して客観的に食糧供給の確保が強く要請された時期に至っても、1938年までは依然として、農林省の当局者が、「戦時に於ても国民の食糧に心配がなく、物資計画に於ても、一応食糧のことは問題外として居られるといふことは、国として何たる心強さであろう」⁽¹¹⁹⁾と述べているように、楽観的なものであった。

したがって、政府は1930年代末に至るまで、戦時下においても米穀の増産に積極的に取り組む姿勢を示さなかった。すなわち、開墾事業は相変わらず拡大が抑制され、それに対する財政支出は38

第7図 耕地(田)面積の動向



資料 (1) 加用信文監修『日本農業基礎統計』(改訂版) 1977年。

註 (1) 1932~33年の作付面積の不連続は、調査方法の変更によるものと思われる。

年まで停滞した(第3図)。生産政策の中心は災害復旧耕地事業であった。つまり、30年代半ば以後の農林省農務局耕地課では、「最も府県と折渉多くして最も多忙を極めたのは災害係であり、最も閑散なりしは開墾係」^[ママ]⁽¹²⁰⁾であったのである。この結果、田の拡張面積は30年代半ば以後急激し、潰廃面積を下回るようになった(第7図)。

次に、肥料政策では重要肥料業統制法が1935年に立案され、36年に成立した。同法は、「肥料を豊富にし且つ低廉に供給する」⁽¹²¹⁾ことを目的とし、化学肥料工業を政府の管理下におき、価格決定権を握ろうとするものであった⁽¹²²⁾。肥料価格は、前期から米に対する相対価格を低下させていたが、それはこの時期より一層顕著なものとなった(第6図)。肥料価格の相対的低下は

第7表 米穀生産費の推移

年次	1930	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939
反当生産費 (円)	71.48	47.28 53.81	51.64 53.78	58.30 58.49	62.39 59.14	63.66 63.20	63.23 64.99	67.67 64.85	74.39 71.09	88.61 84.04
反収 (石)	2.763	2.285 2.391	2.460 2.469	2.612 2.546	2.183 2.162	2.332 2.285	2.518 2.530	2.524 2.507	2.568 2.499	2.832 2.641
石当生産費 (円/石)	26.10	20.69 23.07	20.99 21.83	22.32 23.10	28.58 28.09	27.30 27.66	25.11 25.80	26.81 25.87	28.97 28.45	31.29 31.83

資料 (1) 加用信文監修『日本農業基礎統計』(改訂版) 1977年。

註 (1) 上段は農林省調査, 下段は帝国農会調査。いずれも自作農。

米穀生産量の低減に寄与したと言えよう。

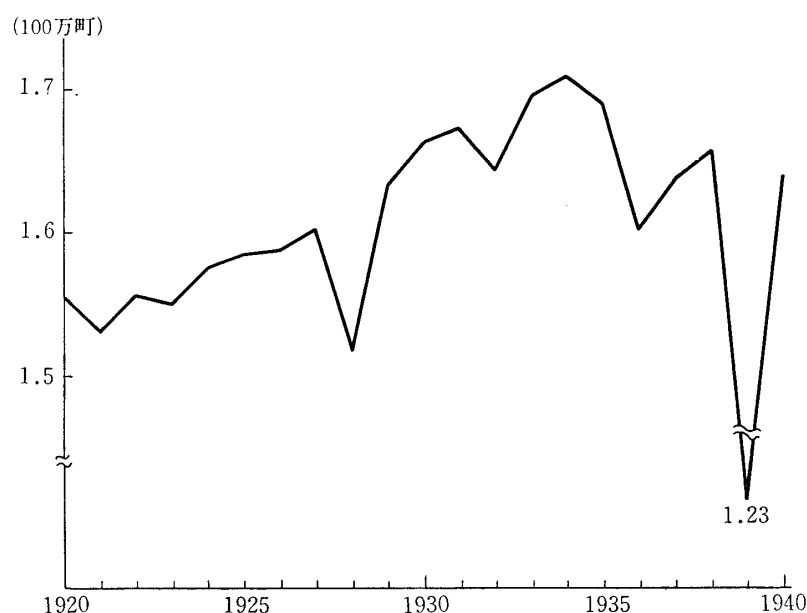
それでは、生産費の低減を最大の目標とする生産政策は、如何なる効果をもたらしたであろうか。1930年代半ば(34~38年)において、米穀生産費は、一般物価の急速な上昇、米価の高位安定に対し、相対的に下落の傾向をたどった(第4図)。その要因は、反当生産費の上昇にもかかわらず、反収が顕著に増大していったからであった(第7表)。このため、生産政策の課題は一定程度の実現をみたのであった。

しかし、反収の増大は直ちに供給の増大には結びつかなかった。なぜなら、内地における米の作付面積の縮小があったからであった(第7図)。このため、内地米の収穫量は、1936~39年に6,500~6,900万石に安定するが、その伸びは停滞したのであった(第2図)。

米穀の「国内」総供給の停滞を決定的にしたのが植民地米作の抑制策であった。朝鮮産米増殖計画は、1935~39年の5カ年間は、「専ら既設水利組合の維持管理不良水利組合の整理に没頭」した時期で、「不振を極めた期間」⁽¹²³⁾であった。政府の財政的補助は、水利組合費が徴収困難となった不良組合の救済にあてられ、新たな土地改良事業の施行は皆無となったのである⁽¹²⁴⁾。さらに、1930年代後半の朝鮮における工業化の進展もあって、朝鮮における米作付面積は34年をピークに、以後減少の傾向をたどった(第8図)。内地への移出量も1938米穀年度の1,015万石が30年代のピークとなるが、30年代半ば以後は停滞した(第2図)。内地・植民地の米穀生産停滞のため、米穀自治管理法の発動は一度もなかったが、生産面からの増産抑制は植民地において着実にすすめられたのである。

このように、増産を抑制した生産政策により米穀生産が停滞の傾向に転じたにもかかわらず、戦時下においても米穀増産は直ちには政策課題とはならなかった。それどころか、1937年7月の日中戦争勃発直後に作成された「米穀並ニ肥料統制制度ノ整備徹底」を実現する声明の中には、「内外地ヲ通ジテ米穀ノ生産統制方策ヲ樹立シテ作ノ奨励方策ヲ講ズルコト」⁽¹²⁵⁾という項目があり、かつて「流産」した「減反案」にみられたような、米穀生産を制限しようとする企図すらあ

第8図 朝鮮における米作付面積



資料 (1) 東洋経済新報社編『昭和国勢総覧』1980年, 542頁。

ったのである。

一方, 1930年代半ば以後, 適正持越量を超えた過剰米のほとんどが政府所有米となって米穀市場から隔離された。さらに不作が連続したため米価は高位に保たれた。米価は1937年まで物価・生産費に比べて高水準を維持し, かつ大きな変動はなかった (以下第4図)。

こうした米価の動向に対し, 米価政策はこれまでの米価引上策から, 一転して騰貴抑制策として機能しはじめることになった。それを可能にしたのは, 1933年末から短期間のうちに買上げた膨大な政府所有米の存在であった。

まず, 34年端境期には, 9~11月に公定最高価格による売渡しが16万石, さらに7~9月には季節的出回数数量調節による売却が内地米・朝鮮米合せて151万石あった。また, 10月には買換による売却が177万石あったが, 「身替米」(買換の場合に売却分を補充するため買上げる米)の買入れは「米価騰貴の趨勢」⁽¹²⁶⁾があったため170万石にとどまった。このため, 政府所有米量は34年8月をピークに急減していった。こうした売却措置の積極化は米価騰貴の抑制に寄与したものと考えられる。さらに12月から「凶作地に対する政府所有米の臨時交付に関する法律」(1934年12月公布)により, 政府所有米の救済交付が始まり, 34年12月~35年3月に47万石が東北地方などに交付された。この新制度も間接的に米価の上昇を抑制するはたらきを示した⁽¹²⁷⁾。

1935年の端境期にも米価の上昇をみたが, 政府はこれに対し, 7~10月の公定最高価格による売渡し(16万石)のほか, 5~9月には政府所有米の整理売却を大量に(202万石)行なった。整理売却は「身替米」の買入れをともなわない一方的な売却措置であり, 米価引下げ策としての

性格が強いものであった。また、買換はこれまでの売買の時期・量を一致させる厳格な運用方針が改められ、時期・量ともに運用に柔軟性を帯びるに至った。すなわち、35年9～10月の端境期にまず売却が行なわれ、米価の動向を睨んで35年12月～36年5月の長期間に亘り「身替米」を買入れたのであった。

買換をさらに柔軟にしたのが、35年11月の米穀統制法施行令の改正であった。これは、8～10月に売却を行なった場合は、米価が「標準最高価格ヲ現ニ超エ又ハ超エントスルノ虞アルトキハ〔身替米〕の買入ハ其ノ間之ヲ行ハザルモノトス」⁽¹²⁸⁾とするものであった。このため、34米穀年度末の買換で「身替米」の買入れ量が不足し、以後米価の騰勢によって不足分の買入れを延期していた事態は制度的に追認されることになった。

この規定は、米価が高水準にある当時の状況において、政府にとって好都合なものとなった。なぜなら、米価が上昇する8～10月に買換による売却を行なった場合、収穫期になって、豊作で米価が下がった場合には「身替米」を買入れて米価維持をはかるが、不作で米価が高い場合にはその買入れを中止することができるようになったからであった。

1936年の端境期には最高価格による売渡し、買換による売却のほか朝鮮において朝鮮米の整理売却があった。しかし、同年産米は2年続きの不作から脱して豊作となったため(第2図)、収穫期に米価が下って、売却量にまさる買入れが可能となった。この買入れは、従来のような米価引上げを目的とするものというよりは、むしろ政府所有米を拡充し、上昇しようとする米価に対する抑制力を保持しようとするものであった。なぜなら、米価は下落したものの物価・生産費を上回る水準にある一方、政府所有米は1936年末には400万石台に減少していたからであった⁽¹²⁹⁾。

このように、米穀統制法は米価の動向に即して機敏かつ弾力性をもって運用されるようになり、米価の安定に大きく寄与するようになったのである。

一方、1930年代後半に米穀売却の機会が多くなったことは、米穀統制法施行当初の買上げの積極化により累積赤字を拡大させた特別会計の収支を、徐々に均衡させていった。30年代後半の売却による米穀売払代の増加⁽¹³⁰⁾は特別会計の逼迫状態を解消し、ここに米価政策の実施にともなう生じた財政上の問題は一応の解決をみた。

以上のように、1930年代後半に至り、米穀生産費の低下、米価の上昇が実現し、食糧政策の課題は一定の解決をみた。しかし、これとほぼ同時に現われた米穀需給をめぐる新たな動向に対し、政府の認識が適確でなかったために、生産政策の対応は鈍かった。つまり、米価政策は新たな状況によって生じた米価の上昇に柔軟に対処したと言えるが、増産政策が積極的に展開されない以上、食糧政策総体としての対処は応急的な施策の域を出なかった。したがって、需給関係の転換による新たな状況に対応した食糧政策は、戦時期に入っても直ちには形成されず、1930年代半ばに形成された政策体系が30年代末に至るまで継続していったのである。

お わ り に

ここでは、第1～4節でみた食糧政策の展開が、当該期の農業政策において如何なる意義を有したのかを検討すると同時に、1930年代末以降への展望を述べたい。

当該期の農業政策は、その中心に農業恐慌対策をすえて展開し、食糧政策もその一環に位置した。そして従来これらの諸施策は、主として時局匡救事業・農村経済更生計画などに限って分析されたため、その恐慌対策としての具体的効果は、一般には低く評価されてきた⁽¹³¹⁾。

しかし、これまでみてきたように、当該期の食糧政策の展開過程は、一方で生産費を低下し他方で米価の引上げ・高値維持をはかる政策体系を確立する過程であり、かつ、これらの施策は一定の効果を現わしたのであった。当該期の食糧政策の意義はまさに恐慌対策としてのそれにあつたのである。しかも、内地における食糧政策の展開は、植民地における米作の衰退の上にはじめて成立が可能であつたことに留意すべきであろう。植民地農業の発展を制約することで内地農業が保護されたのであった。

さらに、当該期の食糧政策は、農業政策全体の中でも重要な位置を占めた。すなわち、耕作農家の大半を占める1～2町歩以下経営層から成る中小農は、米穀生産の主たる担い手であつたが、彼らは第一次大戦期から、地域的な差異をとめないながらも農民的小商品生産を展開させていった⁽¹³²⁾。それは米穀市場における生産者米の進出を結果し、その比重は1920年代後半から30年代にかけて急速に高まった⁽¹³³⁾。このため、米価の惨落を1つの重要な契機として始まつた昭和農業恐慌は、農民的小商品生産を漸次展開させていた中小米作農家に深刻な打撃を与えたのであつた。

したがって、米価下落に苦しむ中小農にとって、一方で生産費を低下し他方で米価引上げ・高値維持をはかる食糧政策は極めて有効な恐慌対策であつたと言えよう⁽¹³⁴⁾。農村経済更生計画や時局匡救事業とは異なり、一定の財政支出をともなつて長期的に遂行された食糧政策は、1930年代半ば以後にその効果を現わしたが、それは農村が恐慌から脱却する時期とまさに一致するものであつた⁽¹³⁵⁾。耕地改良事業の遅効性、政府の認識の現実とのズレ、財政政策の影響、特異の米価変動の影響などにより、食糧政策の具体的効果の出現が遅延したことは、農村経済更生計画・時局匡救事業などの存在を浮び上がらせる結果となつた。しかし、当該期の農業政策は、内地農業保護の方向を明確化した食糧政策の存在の上に成立するものであつた。したがって、当該期の農業政策は食糧政策をも含めて再検討される必要がある。

さて、当該期の食糧政策は、1930年代末から本格化する戦時農業統制の一環としての食糧政策とは、その構造を異にするものであつた。

すなわち、当該期に形成された食糧政策は、1939年の早魃による大凶作を契機に、大きな変貌

を遂げた。1939米穀年度の需給推算（38年11月時点）は、需要9,965万石に対し供給1億774万石、差引809万石の過剰であった⁽¹³⁶⁾。しかし、同年は朝鮮・西日本を中心とする旱害により大凶作となったため⁽¹³⁷⁾、米穀供給の不足はにわかには表面化した⁽¹³⁸⁾。このため、米穀の増産を抑制していた生産政策は、供給不足という実態との懸隔を露呈させたのであった。

政府の米穀需給に対する認識は一転して不足となり、米の供給確保は緊急の政策課題として再登場した。このため、恐慌対策として展開していた食糧政策は、再び転換していくことになった。すなわち、生産政策は開墾を積極化させ増産を優先してすすめるとともに、米価政策は価格騰貴を抑制することが最大の政策課題となった。こうして、食糧政策は、生産費を下げて米価を上げる⁽¹³⁹⁾という、1930年代に構築された政策から、米穀増産を最優先に実現し米価を下げるという政策へ大きく転換を遂げていく。したがって、1930年代の食糧政策と30年代末以降のそれは、米価政策が30年代後半の米価騰貴抑制策の強化を30年代末以後も継続して実質的に一定の共通性を有していたものの、連続性に乏しくその間には明確な断絶があった。そして、1930年代末から始まるこの新たな食糧政策は、戦時下であるがゆえに政策課題の達成がより切迫したものとなったため、諸施策がより強力に推進されていったのである。

註

- (1) 以下、拙稿「1920年代における食糧政策の展開」（『史学雑誌』第91編第10号）1982年、による。
- (2) 耕地拡張・改良事業のうち、第2の生産費低下を実現するのは後者の耕地改良事業であった。1920年代にすすむ開墾事業は、既により劣等地へと向っており、そこから収穫される米の生産費は相対的に割高となっていた（八木芳之助『米穀統制論』1934年、35頁）。したがって、恐慌対策としての開墾事業は生産費の低下をもたらすものではなく、むしろ農民に労賃収入の機会を与えることにその意義があった。一方、耕地改良事業は土地改良により生産性を高め、生産費を低減させる機能を有した。また肥料政策は、安価な化学肥料の供給を目指すもので、肥料代の低下および生産性の向上により生産費の低下を促すものであった。
- (3) 八木芳之助『米穀統制論』1934年、1頁。ほかに、沢村康『米価政策論』1937年、裕正夫『米価問題』1958年、第5章など。
- (4) 大内力『日本農業の財政学』1950年、第2章第3節、同『農業問題』1951年、第3章4など。
- (5) 『米価問題』28頁。
- (6) 政策決定過程においては、そのほか、諸階層利害の反映、政党の動向など解明しなければならない点が多いが、本稿では一応それらは捨象される。
- (7) 川東崋弘「昭和初期の米価政策論」（『経済学雑誌』第76巻第2号）、同「昭和農業恐慌下の米価政策」（『経済学雑誌』第78巻第2号）。
- (8) 農地制度資料集成編纂委員会『農地制度資料集成』第5巻、1968年、264頁。
- (9) 有働良夫「耕地問題」（富民協会『日本農業年鑑』1933年版、1931年）133頁。当時有働は農林省農務局耕地課長。
- (10) 農林省農務局『昭和二年ニ調査セル食糧需給ニ関スル三十年計画書』。
- (11) 社会問題資料研究会編『帝国議会誌』第9巻、408頁。第59帝国議会における町田農林大臣の発言。
- (12) 『農地制度資料集成』第5巻、264頁。第59帝国議会における発言。

- (13) 農林省農務局『昭和五年六月開催 耕地主任官会議要録』1頁。
- (14)・(15) 『農地制度資料集成』第5巻, 1264頁。第59帝国議会における発言。
- (16) 梶正雄編『全購連十五史』1938年, 89頁。町田忠治農林大臣の訓示による。
- (17) 農林大臣官房総務課『農林行政史』第1巻, 940~941頁。
- (18) 朝鮮総督府農林局『朝鮮産米増殖計画の実績』1938年度末現在, 3頁。
- (19) 「1920年代における食糧政策の展開」。
- (20) 『米穀調査会議事録』第1巻, 15頁。1926年6月, 田中義一会長の発言。
- (21) 特別会計の損失は, 1929年には1億円を超えた。このため, 同年3月, 特別会計逼迫のため最高限度を7,000万円増額する法律案が可決された。しかし, 貴族院は損失を累積させたことを遺憾とし, 政府に対し「米穀根本策」を調査・確立することを要求した。政府はこれに基づき, 米穀調査会を設置して「米穀根本策」の検討を開始した(『米価政策論』88頁)。
- (22) 『米穀調査会議事録』第1巻, 12~13頁。
- (23) 『第五十九回帝国議会 米穀法中改正法律案外一件委員会議録』第8回, 10頁。
- (24) 物価を基準とした米価の趨勢値。算出方法は、『米価問題』257~258頁などを参照。
- (25) 消費者の立場から, これ以上米価が上昇してはならない限度を示す価格。毎年調査される調査世帯の家計費を基礎に算出される。詳しくは『米価問題』256頁などを参照。
- (26) 『第五十九回帝国議会 米穀法中改正法律案外一件委員会議録』第3回, 44頁。
- (27) 同上, 52頁。
- (28) 1921年4月の米穀法公布以後, 30年4月まで6回の買上措置があったが, 率勢米価の上下20%を超える米価変動時における買上げは, うち2回にすぎなかった。
- (29) 荷見安『米と人生』1961年, 167~168頁。当時荷見は農林省農務局米穀課長。
- (30) 石黒忠篤「農政一般」(『日本農業年鑑』1932年版) 1931年, 65頁。当時石黒は農林省農務局長。
- (31) 土方成美「米穀需給調節特別会計の財政及び金融に及ぼせる影響」(日本学術振興会『米穀経済の研究』〔3〕) 1941年, 294頁。
- (32) 『米と人生』168~169頁。
- (33) 『東京朝日新聞』1930年11月8日。
- (34) 同上, 1930年10月21日。
- (35) このため, 青森県のように, 買上価格が低いことを不満とする不売の申合わせがなされた地域もあった(『東京朝日新聞』1930年12月16日)。
- (36) 1931年末の米価上昇については後述。
- (37) 『東京朝日新聞』1930年11月8日。
- (38) 「農林省米穀部顧問会第三回議事速記録」〈『自第一回至第八回 米穀部顧問会議速記録』1〉(以下〈 〉内は農林水産省農業総合研究所所蔵「荷見文庫」所収資料である) 1932年7月29日, によれば, 石黒農林次官は, 「町田大臣ハ此時ニ斯ウ云フモノ〔1930年産米に対する貯蔵政策〕ガアルト存外買上ヲセズンテ済ムコトガアルト云フコトヲ頻ニ言ハレタ」と述べている。
- (39) 農林省米穀部『米穀法の沿革』1932年, 204頁。
- (40) その原因としては, ①政府の割当決定の遅れ, ②農家の窮迫販米, ③政府の買上げの進展による米穀貯蔵資金需要の低下, ④一般金利の下落による政府低利資金の有利性の相対的低下, があげられている(農林中央金庫調査部『農林中央金庫史』第1巻, 314頁)。
- (41) 荷見安『食糧政策資料集成』1957年, 169頁。
- (42) 『米穀法の沿革』202頁。
- (43) 『農林中央金庫史』第1巻, 315頁。
- (44) 「農林省米穀部顧問会第三回議事速記録」1932年7月29日。荷見米穀部計画課長の発言。

- (45) 農林省経済更生部『産業組合要覧』第33次, 1935年度。
- (46) 宇野弘蔵監修『講座帝国主義の研究』6 日本資本主義, 1973年, 296頁, など。
- (47) 『東京朝日新聞』1932年3月12日。
- (48) 農林省米穀部『米穀要覧』1939年。
- (49) 全国米穀取引所・同取引員組合連合会『米穀統制法制定議会速記集』(以下『速記集』と略記する) 75頁。1933年2月, 衆議院米穀統制法外一件委員会における荷見米穀部長の発言。
- (50) 註(2)参照。
- (51) 帝国耕地協会『時局匡救耕地関係農業土木事業に関する要綱』1932年, 37~38頁。
- (52) 中村隆英「『高橋財政』と公共投資政策」(同編『戦間期の日本経済分析』1981年) 127~132頁, 日本農業発達史調査会『日本農業発達史』8, 1956年, 113~124頁, など。
- (53) 農林省農務局『耕地拡張改良事業要覧』第11次, 1936年, 99頁。
- (54) 「『高橋財政』と公共投資政策」130頁。
- (55) 『東京朝日新聞』1930年10月10日。
- (56) 橋本寿朗「硫安独占体の成立」(『経済学論集』第45巻第4号, 1980年) 64頁。
- (57) 『農林中央金庫史』第2巻, 411頁。
- (58) 「硫安独占体の成立」65頁。
- (59) 『米穀統制論』87~88頁。
- (60) 「農林省米穀部顧問会第二回議事速記録」1932年7月28日。
- (61) 「農林省米穀部顧問会第七回議事速記録」1932年8月6日。
- (62) 『東京朝日新聞』1931年12月14日。
- (63) 日本農業研究会『日本農業年報』第2輯, 1932年下半年, 265~266頁。
- (64) 同上, 267頁。佐々木隆「挙国一致内閣期の政党」(『史学雑誌』第86編第9号) 1977年, 54~55頁。
- (65) 『日本農業年報』第3輯, 1933年上半年, 194頁。
- (66) 米穀法に代る新たな米価政策を検討するため, 1932年11月に設置された審議会。会長は斎藤実総理大臣。米穀統制法の基礎となった米穀統制案要綱を答申した。
- (67) なお, 当面は家計米価を参考とせず, 専ら物価参酌値の上値20~30%とした。
- (68) 荷見米穀部長は, 米穀法の買上措置による米価維持機能を評して, 「基準米価ガ下ツタトキ, 相場デ米ヲ買フノデアリマスカラ最低価格ヲ保証スルトイフワケニハ直接ニ参リマセン」(『協和』1934年4月号〈『米穀問題ニ関スル講演寄稿集』〉110頁) としていた。
- (69) 『速記集』15頁。後藤農林大臣の発言。
- (70) 「昭和農業恐慌下の米価政策」56~58頁。
- (71) 以下, 一般景気の動向は, 日本銀行調査の月別卸売物価指数による。
- (72) 『東京朝日新聞』1931年12月16日。
- (73) 『都新聞』1933年1月25日。
- (74) 『中外商業新報』1933年7月7日。ただし, 1933年の端境期(5月)に50万石の買換があった。
- (75) 『産業組合要覧』第33次, 1935年。
- (76) 『講座帝国主義』6 日本資本主義, 297頁, 三和良一「高橋財政期の経済政策」(東京大学社会科学研究所編『ファシズム期の国家と社会』2 戦時日本経済, 1979年) 112~115頁, など。
- (77) 『日本農業年報』第4輯, 1933年下半年, 122~125頁。
- (78) 『米穀統制論』211頁。
- (79) 〈『米穀生産統制関係書類』〉1933年。
- (80)・(81) 『中外商業新報』1933年9月18日。
- (82) 『都新聞』1933年9月15日。

- (83) 『中外商業新報』1333年9月28日。
- (84)・(85) 『読売新聞』1933年9月17日。
- (86)・(87) 「米穀対策調査会ニ於ケル米穀局長説明要旨」〈『昭和八年米穀政策関係資料』1934年。
- (88)・(89) 『都新聞』1933年9月22日。
- (90) 『読売新聞』1933年9月25日。
- (91) 『東京朝日新聞』1933年9月18日。
- (92) 当時農林次官であった石黒忠篤は、「減反案」を回顧して、「米の事情が朝鮮米のためにこんなこと
[「減反案」] までしなければならぬくらいにきているんだ。であるから朝鮮米の移出に対して、ある
程度の規制をやることはやむを得ないという雰囲気をかもし出させるためにやった」と述べている
(赤嶋昌夫『農政みみぶくろ』1976年、276頁)。
- (93)・(94) 『米価政策論』157～159頁。
- (95) 『大阪朝日新聞』1934年2月3日。
- (96) 荷見安記念事業会『荷見安伝』1967年、172～173頁。
- (97) 『大阪朝日新聞』1934年3月10日。
- (98) 朝鮮総督府農林局『朝鮮ニ於ケル米穀統制ノ経過』1934年、53頁。
- (99) 「農林省米穀部顧問会第二回議事速記録」1932年7月28日。荷見米穀部計画課長の発言。
- (100) 『都新聞』1933年10月3日。
- (101) 『大阪毎日新聞』1934年6月27日。
- (102) 臨時米穀移入統制法案が衆議院を通過した際、斎藤総理大臣は米穀統制法の行詰まりを打解し、内地・植民地を通じた米価政策の検討をすすめる審議会を設置することを表明した。このため、1934年9月、岡田啓介内閣のもとに米穀対策調査会が設立され、35年1月に米穀自治管理法案の基礎となった米穀対策案を答申した(『農林行政史』第4巻、231頁)。
- (103) 荷見安『米穀政策論』1937年、376頁。
- (104) 『日本農業年報』第6輯、1934年下半年、191～221頁。
- (105)・(106) 『第六十五回帝国議会衆議院 臨時米穀移入調節法案外二件委員会議録』第3回、3頁。
- (107)・(108) 古庄逸夫『朝鮮土地改良事業史』1960年、36頁。
- (109) 『都新聞』1933年9月9日。
- (110) 農林省農務局『地方耕地課長会議要録』1935年、11頁。
- (111) 『日本農業年報』第4輯、50頁。『報知新聞』1933年12月23日。
- (112) 『日本農業年報』第4輯、44頁。
- (113) 『米穀要覧』1939年。
- (114) 『日本農業年報』第5輯、58頁。1934年7月1日現在の在米量は、政府所有米が1,087万石増加して1,378万石となったのに対し、民間米は262万石減じて2,187万石となった(『米穀要覧』1939年)。
- (115) 公定最低価格による買上げだけでも、石当り23.30円で1,027万石であるから、約2.4億円が支払われたことになる。
- (116) 『都新聞』1933年9月15日。
- (117) 太田嘉作『明治・大正・昭和 米価政策史』1938年、736頁。
- (118) その原因としては、まず景気回復による消費の拡大があげられよう。また、朝鮮においても1930年代半ばにすすむ工業化により、米の消費が急増した(『米価問題』281頁)。
- (119) 後藤駒吉「時局下農村事情及び農村金融に就て」(中央報徳会『斯民』第33編第12号、1938年12月号)10頁。
- (120) 牧隆泰『農業土木に生きた八十年誌』1971年、89頁。当時牧は農林省農務局耕地課の技師。
- (121) 『農林行政史』第1巻、956頁。

- (122) 同上, 958頁。
- (123) 『朝鮮土地改良事業史』45頁。
- (124) 同上, 36~41頁。
- (125) 農林省米穀局「特別議會ノ決議並ニ要望ニ対シ実施ヲ明ニシタル諸案説明」〈『米穀対策関係書類綴』〉1937年。
- (126) 『食糧政策資料集成』362頁。
- (127) 『東京朝日新聞』1935年3月31日。
- (128) 米穀統制法施行令第14条第2項。
- (129) さらに、日中戦争開始直後の1937年9月には「米穀ノ応急措置ニ関スル法律」が制定され、米穀統制法の公定最低価格によらない特別買上げの措置が決定された。その目的は、「現在ノ政府所得米穀ノ数量ヲ以テ決シテ十分ナルト云フ能ハザル」とし、「本年〔1937年〕ノ豊作ヲ利用シ出廻期ニ於テ相当数量ヲ買入レ」るためであった（農林省米穀局「今日ノ事変ニ伴ヒ米穀ノ応急措置ニ関スル法律ノ制定ヲ必要トスル理由」〈『米穀ノ応急措置ニ関スル件』〉1937年）。
- (130) 大蔵省昭和財政史編纂室『昭和財政史』IV歳計, 1955年, 399頁。
- (131) 大内力『農業史』1960年, 『日本農業発達史』8, 1956年, 第1章第2節・第2章第2節, 森武磨「日本ファシズムの形成と農村経済更生運動」(『歴史学研究』1971年度大会報告) 140頁, 暉峻衆三編『日本農業史』1981年, 205頁, など。なお, 中村隆英「『高橋財政』と公共投資政策」では, 時局匡救事業の効果を「疲弊しきった農村に対するカンフル注射として, 正当に評価されるべきであろう」(同, 132頁) との見解をとっている。
- (132) 西田美昭・松本宏「独占資本主義の確立と地主制の動揺」(歴史学研究会・日本史研究会『講座日本史』7, 1971年) 60~61頁。
- (133) 持田恵三『米穀市場の展開過程』1970年, 256頁。
- (134) しかし、米穀統制法による米価引上げの効果には一定の限界があったことも事実である。農村には米作者でありながら飯米を購入する階層が多数存在したため(東畑精一『米』1940年, 305頁), 沢村康が指摘したように、「農家は出来秋には其の産物を最低価格で売渡し乍ら端境期には必要なる飯米を高価に購入しなければならぬと云ふ矛盾」(『米価政策論』178頁)があった。
- (135) もちろん、農村の景気回復の要因の1つとして一般景気の好転があった。しかし、1932年後半からの一般景気の回復は、農業恐慌に直ちには影響をおよぼさなかった。大量の過剰米の存在は米価を低迷させ、農村の景気を沈滞させていたからである。したがって、農村が不況から脱するには、強力な食糧政策の展開によってもたらされた米価の上昇をまたなければならなかったと言えよう。
- (136) 「米穀自治管理法第四十一条ニ依ル昭和十四米穀年度米穀需給推算」〈『米穀対策関係書類』1〉。
- (137) 特に朝鮮では米作付面積が激減した(第8図)。
- (138) 米穀法施行四十周年記念会『米穀法施行四十周年記念誌』1961年, 84頁。
- (139) ただし、これまでみてきたように、1930年代半ば以後は、米価政策は柔軟性を帯び、実際には米価騰貴の抑制機能を果たすことになった。しかし、政府の米穀需給に対する認識は30年代末に至るまで、長期的に過剰とするものであったから、基本的には、米価政策においては米価の維持・引上げ機能が重視されていた。